

平成27年小布施町議会12月会議会議録

議 事 日 程（第2号）

平成27年12月10日（木）午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	中 村 雅 代 君	2 番	福 島 浩 洋 君
3 番	富 岡 信 男 君	4 番	小 西 和 実 君
5 番	川 上 健 一 君	6 番	山 岸 裕 始 君
7 番	小 林 茂 君	8 番	小 林 一 広 君
9 番	小 渕 晃 君	10 番	渡 辺 建 次 君
11 番	関 谷 明 生 君	12 番	関 悦 子 君
13 番	小 林 正 子 君	14 番	大 島 孝 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市 村 良 三 君	副 町 長	久保田 隆 生 君
教 育 長	中 島 聰 君	総 務 課 長	田 中 助 一 君
企画政策課長	西 原 周 二 君	健康福祉課長	八 代 良 一 君
産業振興課長	竹 内 節 夫 君	建設水道課長	畔 上 敏 春 君
教 育 次 長	池 田 清 人 君	監 査 委 員	畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 堀 内 信 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（大島孝司君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（大島孝司君） 最初に、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） おはようございます。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、行楽期の昼食時の混雑ということで質問させていただきます。

ことしの秋は、テレビ番組で異常なほどに小布施町を取り上げていただきました。かつて小布施の魔力と表現した地方情報誌もありました。町外の人にはそのように感じられるところが往々にしてあるのでしょうか。

いずれにしても、テレビ効果だけではないと思いますが、この秋は驚くほどの来訪者の方に訪れていただきました。土日においては、駐車場はもちろんのこと、昼食時、食事を求めて右往左往する方が多く見られました。表現は適切ではないかと思いますが、小布施町の昼食難民とでも表現してもいいような状況でありました。テレビ局がいけないわけでも、小布施町に責任があるわけでもないと思います。この状況を当然町長も把握しており、小布施町の限界を超えているとも感じているようです。

町長の12月会議冒頭の挨拶の中でもことしの状況を説明し、今後の取り組みに対する意欲もお話ししていただいております。おもてなしの町を自負している小布施町としては、早急な対応が必要かと思います。そのためには現状をしっかりと把握し、何かよい対策が必要と考えております。

そこで、このような現象をどのように行政は捉えているのか。また、行政として何か対応、対策はあるのか。また、昼食をとりづらいと想定される時期は小布施らしさを演出できる屋台村のような、誘客にもつながる食事のできる場所の提供というものはできないものなのでしょうか。

以上、3点お聞きしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） おはようございます。

ただいま、小林議員の、昼食時の混雑対応はということでございます。

ご指摘のとおり、ことしの秋は9月19日からのシルバーウィーク、これを皮切りに、近年にないほど大変多くの皆さんにお越しいただいております。平日でも多くの皆さんの入り込みが続き、町内に大きなぎわいが生まれました。

こうした中、ご指摘のとおり、昼食時における長い待ち時間、これを体験されたというお客様の声はこちらとしても聞いております。しかし、苦情としてこれを改善してほしいということは、現時点では求められたことはございません。

そこで、この現象をどう捉えるかということに関しましては、確かに待ち時間は少なく、どなたにもスムーズに望まれる食事をとっていただけるのがベストとは考えます。しかし、

提供いただいております各お店にもそれぞれの限度もありまして、一概にこれを解消することとはなかなか難しいものと推察しております。

行政としての対策ということでございますが、現在お見えいただいた皆さんに自由に町内での食事場所を選んでいただける環境整備としまして、食事が行えるお店などを掲載したマップの配布ということを行っております。誘客につながる場所として屋台村などのご提案でございますが、これも恒久的な設置には実施する場所やしつらえ、あるいは提供されるその商品のラインナップ、またこれをどなたが行うかと、こういった部分につきましてかなりの検討を要するものと思っております。

または、単に混雑期に単発的に行うことであれば、その場所の提供といったものについては、これを行えるのではないかなというふうに思いますが、やはりその内容といいますか、誰が何を行うかということがこちらについても大切なことと思っております。

ご指摘のとおり、おもてなしを標榜する町としまして、単に食事さえ提供できればよいというものではなく、お見えいただいた皆さんが抱く、せっかく来たのだからこの町のこの味を堪能したいと、こういう思いにいかに応えるかが大切なことではないかなと思っております。

町にお越しいただいた方が求める味を、長時間待ったとしてもそれぞれの店で味わっていただいているという現実の中で、先ほども申しましたが、その待ち時間などへの特段の苦情がないことは、町の一つの特徴としてもある程度はお見えいただく皆さんに容認されていることではないかなと推測いたします。

とはいえ、そうした中で、そのおいでいただいた皆さんに対するできる限りのおもてなし等、これは十分に図らなければならないものと考えております。これには食事のあり方も含めまして駐車場対策ですとか、または住民の皆さんに対します交通渋滞対策、こういったことも含めまして、今後観光協会など関係機関と善処策といったものを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） やはりこの問題は行政だけで対応できる問題ではないというふうに、私も当然考えております。また、観光協会とも善処策を考えるということでございます。また、当然商工会との連携も必要になるかとは思っております。

やはり、マップがどれだけ効力を示しているのか、また、小布施に来られる方は当然それ

なりの情報も得てきているとは思っております。やはり、その小布施町の魅力を十分に発揮し、また、なおかつ小布施町らしい対応、また常設というのはやはり、屋台村みたいな発想はちょっと難しいかもしれませんが、やはり何らかの前向きな検討は必要かと思えます。

そういった点を含めまして、何とか前向きな検討をしていただければというふうに思いますけれども、お願いいたします。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 先ほど申し上げましたように、その中身が非常に大切なものではないかなというふうに捉える中で、その方法につきましてはいろいろな課題が今後出てくると思えます。それから、本当に食事だけの提供ということであれば、これは、例えばすぐ行うということも可能ではないかなというふうに思うんですが、果たしてそれで町としてのよいかというところもやっぱりきちんと検討して行う必要があると思っております。そういった意味で、さまざまな関係する皆さんと、今後食事のみならず、ほかの部分も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

スポーツコミュニティセンターが小布施町には新しく誕生いたしました。そのスポーツコミュニティセンターを小布施町の健康づくりの拠点にしてはどうかという提案でございます。

ハイウェイミュージアムがボルダリング施設、小布施オープンオアシスとして、民間事業者を指定管理者として再スタートして約1年半が経過しました。やはり物珍しさもあり、当初はいろいろな方面から来ていただきました。今もそれなりの数字は上がっているというふうにお聞きはしております。小布施町の多世代交流拠点の確立、また若者・年配者の相互交流による生きがいの創出、県下最大のコミュニティステーションを目指しております。あらゆる環境条件から、まだまだこの場所の利活用の工夫、やり方があるのではないかと感じております。所有は町であり、運営は民間であり別でございますが、しかし、スポーツコミュニティセンターの立地環境は町民の健康づくりに最高の条件を満たしていると感じております。

若干余談にはなりますけれども、今は亡きミスターソーラーこと富田孝司先生がご生前のころ、スマートソーラーシステムが完璧な熱と電気がつくれるシステムとなった暁には、ソ

ーラー発電による低炭素化環境の創出、また熱の利活用により健康づくりの後に汗を流せる施設の提供をできないかとの夢を見たときもありました。

いかに総合公園が小布施町にとってすばらしい施設になっているかを再認識すべきです。総合公園そのものの環境はもとより、松川沿いの堤防道路、千曲川沿いの桜堤、ボルダリングはもちろん、散策やウオーキング、当然町が健康づくりとして提唱しているパワーウオーキングと町民の健康づくりに最高の環境を備えております。少しでも町民の健康づくりを助けることにより医療費を抑えられればというふうに考えております。

ここ数年、医療費の出費が増大しております。国においては年間1兆円とも言われております。また、この小布施町においては1億円ほどの支出増になっているともお聞きしております。小布施町における国民健康保険の財政調整基金も危機的状況にあります。そういったものの少しでも解消にはならないかというふうに考えております。

そこでお聞きしたいと思います。町民の健康づくりの拠点とするべく、まず新生病院にも協力していただき、メディカルチェックも行えるようにしてはいかがなものでしょうか。また、常にパワーウオーキングのレッスンを受けられるような体制はつくれないものか。それに加え、あらゆる健康づくりの指導も行えることが理想と考えます。スポーツの後の汗を流せるような簡単なシャワー施設も設置してはいかがでしょうか。当然、有料になってもよいと考えております。

以上、3つの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小林議員の2番目の、スポーツコミュニティセンターを健康づくりの拠点にの質問にお答えを申し上げます。

1から3番まで3つございますが、まとめてお答え申し上げます。

スポーツコミュニティセンターのある小布施総合公園は、敷地内に一周およそ750メートルの周遊路、6,600平方メートルほどの多目的芝生広場、100メートルのトラックがありまして、公園西側の道は、今、議員お話のとおり、千曲川堤防や松川堤防につながっています。健康づくりの場、交流の場として大変適した環境と言えます。

町では、ウオーキングを通じて町民の皆様の健康づくりを進めておりまして、毎月1回新生病院の協力をいただき、ウオーキング健康教室を開催しております。ウオーキング健康教室には毎回20人から30人ほどのご参加をいただいております、総合公園でも実施をして

おります。

総合公園にありますスポーツコミュニティセンターにつきましては、都市公園条例におきまして、生涯スポーツを推進し、住民の交流を促進する、このことを目的として定めております。センターの管理につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、町内企業が指定管理者として行っております。

施設内ではボルダリングが楽しめ、現在会員に登録されている方は1,696名でございます。このうち町内の方は78人ほどいらっしゃいます。ご質問のパワーウオーキングのレッスンについては、スポーツコミュニティセンターにボルダリングの指導者の方がいらっしゃいます。こういったスポーツの指導者でいらっしゃいますので、この方々にパワーウオーキングの指導者の資格を取得してご指導していただき、例えばウオーキングについての基本的な知識の講義、あるいは今お話のあったレッスンをしていただくことも考えられますし、スポーツ全般の指導も考えられると思います。今後指定管理者とも相談をしていきたいと思います。

町が毎月1回行うウオーキング健康教室では、新生病院の健康運動士が一人でウオーキングをするときの留意事項として、ウオーキング前後のストレッチや脈拍など、自分でチェックできる簡単なものを参加者の皆さんに説明していただき、不慮の事故が起きないように注意をしております。

新生病院と協力してのメディカルチェックとのご提案でございますが、先ほど申し上げた指定管理者におきまして、事業としてウオーキングのレッスン等の体制が整いました後、実施の可否について検討することになると思います。メディカルチェックといいましても、その内容は非常に幅広いわけございまして、今ご提案のありました新生病院の医師、あるいは看護師がこのセンターまで出向くのは非常に難しいと思われます。内容、あるいは費用の面も考慮して検討していくこととなると思います。

町では、現在行っているウオーキング健康教室における健康運動士による簡単なチェックであれば、先ほど申し上げた、今コミュニティにいらっしゃる指導者の方による実施も可能かと考えております。

シャワー施設についてお答え申し上げます。指定管理者が施設内の増改築、これは具体的に施設内というご提案じゃないんですが、もし施設内であれば、これを行うことは町の承認を得れば可能であります。しかしながら、今この施設につきましては、ご存じのとおり、2階はボルダリング施設、1階は喫茶店、事務室、会議室等がございまして、実際こういったシャワースペースの確保ができるかどうか、あるいは仮に今改修となりましたら大規模なも

のになる、また水を取り扱う面からもやはり衛生面での関係も考えなければいけないということになってきますので、町といたしましては、このシャワー施設の設置につきましては非常に慎重にならざるを得ないと考えております。

指定管理者におきましては、まず現在、ボルダリングによる経営の安定に努めていらっしゃるところでございます。今後、当初予定されていましたがクライミングやスケートボード等についても検討されていくと思われますので、ウォーキング、あるいはジョギングなどを行っている人も含めまして、このシャワー設置のご要望、こういったものが多くなってきた状況になれば、町としてもこの指定管理者の皆さんに、採算面も含めて検討していくことをお願いすることも考えられます。

近年、スキー・スノーボード練習場小布施クレスト、雁田山の麓にございます。そこには多くの方が訪れていらっしゃいますし、スラックラインの全国大会の開催、そして今申し上げましたコミュニティ施設にはボルダリングなど、町内外から小布施町、スポーツの町として注目を集めております。スポーツを通じた健康づくり、交流の推進はまちづくり、地域の活性化には必要不可欠でございますので、このスポーツコミュニティセンターがその拠点となるよう、町としても今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 新生病院の医師によるメディカルチェックの常備配置は難しいということでございます。無理に医師の方が毎日来ていただく必要もないかとは思っております。ただ、やはり健康づくりは月に1回の指導では多分無理だと思っております。やはり自分の、町民のペースの中で、ふと思ったときに健康づくりができる体制というのは非常に大切かと思えます。常に日々そこで自分の健康をつくれるというような環境をできるように、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。

また、シャワー施設については指定管理者との関連もあったり、スペースの問題もあったりということでございます。やはり事前に指定管理者の方とも若干お話はさせていただきました。やはり前向きにその辺は協力できるというような内容もお聞きしておりますので、ぜひその辺も含めて、小布施町の町民の健康づくりに貢献できるような体制をぜひとっていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 最初のご質問の、住民がみずから健康づくりを行っていく上での

指導ということでございます。確かに新生病院の医師等が常時ということは不可能でございます。先ほど申し上げましたが、やはりどこでも自由にやっていくためには、やはりみずから、簡単ではありますが、脈拍を自分でとってみたり、あるいは簡単なストレッチ体操をしたり、そういった健康状態を自分で把握していくということは必要だと考えております。そういった意味でも、現在、先ほどとの繰り返しになりますが、毎月1回行っているウォーキング健康教室におきましては、健康運動士の方に、それぞれ来た方にその都度みずから体のチェック等を行うことをまず説明申し上げて、その後ウォーキングをしていただいているわけでございます。これも、仮にウォーキング教室等をコミュニティセンター拠点に開催することになりましたら、基本的にはやはりそこにいる方々に、まず基本はしっかりと、仮に病院の方の指導を受けてでもいいですから教わっていただいて、こういった面を、体のチェックをしっかりしていただくということをそこにいるスポーツ指導員、今のボルダリングの指導者の方がしっかり習得していただいて、教えてもらうことがいいんじゃないかとは考えております。そういったことも可能ではないかと。

あと、シャワーについては、設置することはいろいろ費用の面もかかりますが可能なんです、実際にそういった需要がどの程度あるかということもやはり考えなければいけないと思います。ウォーキングやっている方々、夏場やはり汗をかくということでございますが、実際にそれぞれウォーキングをやった後、これはスポーツクラブおぶせの方々が毎週土曜日、早朝やっということなんです、やはり夏場は少し汗をかくということでございますが、汗をかくとやっぱりシャワーを浴びると、いろいろお忙しいので自宅ですぐ浴びていらっしゃるわけですね。そこで、改めて有料で施設でシャワーを浴びるかどうかというのは、これは今後、さらにそういったスポーツコミュニティセンターを中心に多くの方がスポーツをやると、その場でシャワーを使いたいという要望があれば、これはやはり考えていかなければいけないと思います。ただ、今のところ果たしてあの場所にいる方々が、果たしてシャワーを必要とするかどうか、これもやはり考えなければいけないのではないかと。

シャワーをつくる場合、やはりそういう施設も今申し上げましたとおり、コミュニティの施設の中であれば大規模な改修がやはり必要となってきますし、それなりの改修がいいかどうかとも考えなければいけないということでございます。その施設をつくること自体について全部否定するつもりはございませんが、そういった要望があるのかどうか、そういった状況になった中で考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） やはり日々の努力ということで、みずからチェックするような姿勢をということでございます。だけれども、やはり常にそこに行くことにより、自分の健康チェックができるんだという町民に安心感を与えていただければなというふうに感じております。当然役場に来ていただいて聞くのも結構です。新生病院に行ってお聞きするのも当然結構だと思います。だけれども、一極に集中することによって、それが一つ町民のサービスにつながるのではないかというふうに考えます。

また、シャワーの施設ということでございますけれども、要望がなければやらないのか。私はそうではないというふうに感じております。やはり、普通考えて必要だと思えば、そういうサービスは当然考えてもいいのではないかというふうに思います。まだこのような寒い時期、当然そんなに汗はかかないと思います。でも、夏場の本当にウォーキングしただけでもじつとりと汗をかく、その状況で家に帰ってシャワーを浴びればいいのかと。現状は多分そうするしかないはずです。実際、シャワーの施設が難しいということであれば、やはり小布施には温泉がございます。そこを利用して、汗をかいた人に割引券等の対応をしてもらうということもいいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 常にコミュニティセンターに行つてそういった健康チェックを受けるという体制について今申し上げましたが、なかなか看護師等病院の方が行くのは非常に難しいということと考えますので、そういった状況について今の指定管理者の方とも話をさせていただいて、必要であればそういった、要するに健康チェックするための知識等を習得していただいて、その方々も基本的には、今の状況はまずボルダリングの関係の指導者でいらっしゃると思いますので、そういった、我々、今の施設についてはその経営の安定をまず目指していらっしゃるわけですね。ただ、その後経営の安定化が一定程度確保できましたら、そういったことも可能ではないかと思ひます。ですから、今おっしゃったことについては、今後そういった指導者の方が常にそこにいらっしゃいますから、そういったことを病院等の関係者の方から習得していただいて、そこからですね、そういったご相談があれば、時間等を見てそういった相談にも乗っていただけると考えております。

シャワーについては、町としてどこまでやるかということでございますが、要望がなければやらないかということではないのですが、やはり今その必要性については、やはり我々としては先んじてやるかどうかということは、シャワーを浴びることと、やはり費用もござい

ます。それで、あくまでこのコミュニティセンターというのは、今町が基本的な意味で、一切の維持管理費等を含めて、そこで自立してやっていただきたいということでお願いしていますので、そういった経営的な面も含めて、採算がとれる中でやはりやっていただく必要があると考えております。そういった全体のやはり需要と、それを行うことによる事業の効果等採算面、全て合わせた中で考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 今、指定管理者の経営の安定化をという話が出てきました。やはりその経営の安定化を、本当に安定させるためにも、行政とすれば施設をもう貸したからいいというわけじゃなくて、やはり何らかの側面からバックアップするような、今していないというわけじゃない、それは当然。もっと経営が安定するような形でのできるだけのバックアップを考えていただけたらというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） コミュニティセンターはスポーツの振興、または交流の場ということですので、そういった事業について、今はまずボルダリングを中心に指定管理者の方に取り組んでいただいております。今後はそういった方々の状況等を見て、夏場非常に汗をかくという中で、指定管理者の方もそういった施設等について整備することが経営の安定化に結びつくというようなことでお話等がございませば、それは当然考えていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（大島孝司君） 続いて、12番、関悦子議員。

〔12番 関悦子君登壇〕

○12番（関悦子君） おはようございます。

それでは最初に、いじめ問題への取り組みについてお伺いします。

全国の小・中学校が昨年度に把握したいじめ件数が、過去最多の12万件を超したことが文

部科学省の調査でわかり、6月に発表されましたが、7月に岩手県で自殺した中学2年生がいじめを受けたとアンケートに記入していたのに学校が認めなかった事件を問題視し、再度調査を実施した結果、最初の提出時よりも約3万件ふえました。表にあらわれず隠れていたいじめが相当数あったのではないかと思います。

本年7月5日、岩手県の中学2年生が電車にはねられ死亡した事件があり、いじめによる自殺ではないかという事件がありました。亡くなった生徒は、4月以降担任に提出していた生活記録ノートに、体操着や教科書がなくなったとか、特定の生徒名を出し、殴られたり、首を絞められたり、悪口を言われた、さらにもう疲れました、もう死にたいと思いますなどと記していたそうです。死亡事件の後、学校は担任が生徒間のトラブルを認識していたが、双方から話を聞き、問題が大きくなることはない判断したとのこと。自殺はいじめが原因と断定できないと説明していましたが、その後、いじめが自殺の一因であると言わざるを得ない、手を差し伸べられず心からおわびすると謝罪をいたしました。

また、11月1日、名古屋市の中学1年生が、いじめが多かった、もう耐えられないという遺書を残して電車に飛び込み、死亡した事件では、事件後学校で全生徒約500人にアンケート調査をした結果、延べ80人がいじめを見聞きしたと回答し、また10月中旬には、もうだめかもしれないとの声を聞いたという仲間もいたそうですが、一方、教育委員会が教職員に聞き取りをした結果、いじめを認識していた教職員はいなかったそうです。

このように、岩手県のケースでは担任の教師は認識していたにもかかわらず、大きな問題になるとは思わなかったと何も対応をしなかった。また、名古屋市のケースでは、多くの生徒がいじめの事実を見聞きしていたのに教師は知らなかった。これでは永遠にいじめはなくなりません。また、心からの叫びやサインを発していた子供たちを、大人たちが救ってやれなかったことが残念でなりません。

教師、学校側のいじめに対する対応に多くの疑問が残ります。いじめを訴える小さなサインを見逃さず、より早い真剣な対応が必要です。児童・生徒の発する声やしぐさを絶対に聞き逃さないような取り組みを強く望みます。

今月の5日、長野県で初めてのいじめ防止子どもサミットNAGANOが開催されました。全県から小学校4校、中学校6校の児童・生徒34人が参加をして、各学校のいじめ防止の取り組みを発表したり、小人数に分かれて身近ないじめのグループディスカッションが行われていました。ニュースでも取り上げられ、真剣に取り組む子供たちの姿に接することができ、すばらしい取り組みに拍手を送りたいと思いました。そして、参加者らの投票の結果、辰野

町の小学校が来年の１月に東京で開催する全国サミットに参加することに決まったとのことでした。子供たちがみずから手でいじめ問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことがいじめの未然防止に効果的であると言われていますが、とても重要なことだと強く感じました。

そこで伺います。最初に、小・中学校では、児童・生徒たちのいじめにつながるような些細な事柄、心の中の本当の声を知るためにどのようなことに留意をし、子供たちと接しているのかをお聞きます。

次に、平成25年９月に施行されましたいじめ防止対策推進法では、各学校はいじめに対する取り組みをあらわしたいじめ防止基本方針を定め、公表することになりましたが、その取り組み状況をお聞きます。また、いじめ問題を取り扱う教職員とは別に、専門的な知識を有する者や関係者からなる常設の組織を学校内につくることが義務づけられましたが、これらに対する取り組みについてもお聞きます。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聡君登壇〕

○教育長（中島 聡君） おはようございます。

ただいまの関議員のご質問にお答えしたいと思います。

２つありまして、いじめにつながるような些細な情報や心の声を把握するために、どのようなことに留意しているか。２つ目が、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止基本方針を定めているのかと、それからその取り組み状況はどうだと。また、専門的な知識を有する者等からなる常設の組織をつくるとされているけれども、その対応はどうかと、こういうことでありました。

答弁いたします。

いじめは、いじめ防止対策推進法において、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しております。つまり、児童や生徒が心身の苦痛を感じるような行為は、心理的であっても、物理的であってもいじめとして取り扱っております。具体的には物を隠すなどの嫌がらせやいたずら、殴るまねや大声などによる威圧、あるいは恐喝、悪口、あるいは冷やかしの無視、またはインターネット等による誹謗中傷等があると思います。

いじめはどの子供にも、どの学校にも起こる可能性があるんだと。そして、いじめは絶対

許されないんだということを認識して、学校では教育活動の中でいじめへの対策を計画的、継続的に組織として取り組んでおります。具体的には、担任教師等が日ごろから児童・生徒の体調や表情の変化、服装の乱れや言葉遣いの変化、それから出席状況、日記や生活記録などに気を配るとともに、児童・生徒、または保護者との相談に乗りやすい環境づくりとして、担任以外でも相談できる、どこでも相談できるという相談窓口のバリアフリー化の実施、あるいは定期的なアンケートの調査、チェックシートの活用などにより、いじめのサインや訴えの早期発見に努めております。

また、毎週学校情報共有会というものを開くなどして、担当教師等が一人で抱えないような連携を図っております。なお、今年度上半期9月までのいじめ認知件数につきましては、先ほど全国で12万件と、こう発表がありましたが、小布施町の学校では、小学校が6件、それから中学校が1件、合計7件。いじめの発見に至った経緯としては、本人からの訴えが2件、保護者からの訴えが2件、ほかの児童・生徒からの情報が3件でありました。また、いじめの対応としましては、からかいや悪口等を言われたというものが4件、仲間外れが1件、たたかれたというのが1件、物を隠されたというものが1件でした。小学校及び中学校においては、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応、そして重大事態の発生時の対応などの方針やガイドライン等を定めて、先ほど申したような対策に取り組んでおります。

また、いじめ防止対策推進法第22条に基づく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置につきましては、小学校では児童理解委員会、中学校ではいじめ不登校対策委員会というものを設置して、学校長初め、学校教職員のほか有識者として医師や臨床心理士、スクールカウンセラー等が加わり、いじめ問題発生時等に関われることになっております。

このいじめ防止基本方針ということと、その組織の、例えばいじめ防止委員会というのは、長野県内では全ての小・中学校で100%設置されていると、こういうふうになっております。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） ただいま教育長から回答がありました。取り組みについて計画的、継続的、そして組織的に取り組んでいるということで大変ありがたく思っています。

そこで質問したいんですけれども、担任以外でも相談できる相談窓口のバリアフリー化、実施しているということなんですけれども、実際はどのような体制で行っているのかということと、それから定期的なアンケート調査やチェックシートの活用とおっしゃいましたけれ

ども、この定期的なアンケートやチェックシートはどの程度頻繁に行われていることなのか、またその結果がただいま件数をお話しいただきましたけれども、そういう結果をどのように皆さんと共有して、その解決に向けてどのような組織の活動をしているのかという2点についてお聞きいたします。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 再質問にお答えします。

まず、さきの質問にありました、いじめの件数が、再調査した結果が非常にふえた、ということでありました。この非常にふえたという要素は、隠していたということよりは、物すごく些細なことでも出してくださいよと、すごく小さい、これは今まではいじめと認識していなかったようなことも全て挙げてくださいと、こういうふうになった結果、どこどころでもふえた。もちろん小布施町でも以前は余りないと言っていたものが、今回は7件あると、こういうふうになったようなこともありまして、要するに小さいことでもとにかく挙げなさいよと、こういうことで件数がふえていると思います。

それから、ご質問の件でいうと、2番目は何でしたか、ごめんなさい。バリアフリー化ね。

バリアフリー化というのは、生徒が例えば中学校や何かは担任の先生、あるいは教科の先生といろいろ先生に教わっているわけでありましてけれども、小学校は基本的に担任の先生、音楽や何かは専科の先生もおいでになりますけれども。そうすると、必ずしも担任に相談しやすいのか、あるいは教科担任のほうに相談しやすいのか、その生徒・児童が一番相談のしやすい先生に相談していいよと、こういうことであります。

それから、チェックシート等、あるいは生活ノート、あるいは生徒との面談、これを組み合わせでやっているわけでありましてけれども、栗ガ丘小学校、あるいは小布施中学校でいきましても、この3つの、例えばノート、それからチェックシート、それからアンケート、その辺のところは組み合わせで、全てやっているということではありませんが、少なくとも3分の2、2つの方法でやっていると思います。これは長野県中を見ましても、その今言われたようなことの3つを主にいじめを発見する手段として、どこでも使いましよう、こういうふうになっておりますので、それぞれ85%程度利用されていることになっております。小布施中学、小学校でもその同じ方法を使用しております。

ほかにありましたか。ごめんなさい。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） 相談窓口のバリアフリー化という中で、学校関係、児童・生徒だけ

ではなくて、学校にかかわる保護者が、親たちがいるわけですが、そういう点での相談についての件数というのはこの中には入らないわけですね。そういう親からの、保護者からのいじめに対する訴えというようなものは、ここには件数として載ってきていないわけですね。そういう事柄が起きているのかどうかということも、もしわかっていらっしゃれば教えていただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 先ほどの回答のところにも、発見に至った経緯のところで、全7件の中で、保護者からの訴えが2件あったと、こういうことなのであります。ですから、この中でも7分の2は実は保護者から訴えがあったと。ということは、これ以上に保護者にも生徒・児童は訴えていると、こういうことであります。

長野県でアンケートをとりましたら、いじめがどうして発見に至ったかというところで見ますと、本人から申し出があったというのが30%、それからアンケート結果から発見できたというのが22%、それから保護者から申し出があったというのが19%、それから担任が発見したというのが13%、この4つがほとんどで発見されていると、こういうことになっておりますので、当然親にも相談はしていると、こういうふうに思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） それでは、次、空き交番の改善につきまして質問いたします。

以前、交番に行ったとき、警察官は不在で、あるご婦人がいらっしやいました。その方は、認知症の婦人を見つけ交番に連れてきたが、警察官が不在のため須坂警察署に電話をしたら、すぐに行くから待っていてくださいと言われ、なかなかその警察官が来なくて大変長時間待たされたということで困っておりました。

また最近、ある用事で交番に行きますと、栗ガ丘小学校4年生の児童がお金を拾ったらしく、警察官と話をしていました。このときは交番に警察官がいたからよかったものの、もし不在であったらこの子供、どうしたんだろう、きっと困ったんだろうなというふうに思いました。

小布施町交番には、所長ほか2名の職員が勤務しており、須坂の小河原駐在所と高山の高山村駐在所の警察官と協力しながら三交代で勤務をしています。夜間は常駐していますが、基本的には土・日・祝日には日直がいなくなる空き交番になってしまうそうです。交番の入口はいつも出入り可能で電話が設置されており、受話器を上げると須坂警察署に通じるよう

になっていますが、日が短くなる季節など、本当に薄暗く、無人の交番は不安を感じざるを得ません。

言うまでもなく交番は、周辺地域の治安の維持と住民の利便を図るものであり、日本の治安が良好である要因の一つは、全国に設置されている交番の存在があるのではないかと、ほかの国からの注目も大変高く、世界に誇るシステムであります。交番は原則として担当警察官の交代勤務により警察官が24時間常駐することになっていますが、警察官の数が減少しているため、一定時間のみ滞在する交番や、警察官を配置せず、テレビ電話を置いただけの無人交番も運用されています。

総務省によるアンケート調査の結果、交番にはいつも警察官が常駐してほしいという声と、いつもパトロールしてほしいとの相反する要望があるそうですが、この要望に応えるためには警察官の増員などが必要とされている状況です。また、内閣府の世論調査によると、交番に行ったが警察官が不在だったことがあると答えた人が26%、要件を諦めて帰ったと答えた人が33%、一旦帰り改めて行ったが28%という結果であったそうです。一方、警察官に対する印象については、服装、身だしなみがよい、親切である、苦勞の多い仕事である、頼りになる、親しみやすいなどの声が多かったとのことでした。

従来から、またこれからも交番は地域になくてはならない存在です。特に近年は多くの観光客が訪れ、地理案内、交通渋滞、交通事故、遺失物・拾得物に関する事件が以前より多いと思われます。また、高齢化の進展による新たな事件・事故が発生することが懸念されるなど、今まで以上に地域と密着した存在であること、地域との連携が欠かせません。交番機能はより一層の充実が望まれます。

そこで伺います。

最初に、住民や観光客から、空き交番状態への苦情や要望などの声が町に届いているのか、お聞きします。

次に、観光客が多い土・日・祝日に空き交番になってしまうことや、今後高齢化の進展に伴い発生する事件などの増加が予想されるが、空き交番の改善の必要性や今後の対応について、町としてどのように考えているかをお聞きいたします。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それではお答えいたします。

最初の苦情と要望の件に関する、そういう声はあるかというご質問でございますが、町で

はこの状況に関しましては、苦情・要望等はお聞きしておりません。

また、2つ目の空き交番といいますか、その改善の必要性のご質問でございますが、議員が申されているとおり、認知症の高齢者のお話、そういったものは何うことができました。また、不在の状況についても、須坂警察署にお尋ねしたところ、長野県警察においては、交番の体制については地域の安全・安心を確保するために事件、それから事故等の取扱件数に応じて勤務員を配置している、そういったことであります。また、勤務員がパトロールなどで不在になることがございますが、避けられない状況にありまして、これを補完するために交番相談員の配置、あるいは先ほど電話というふうにおっしゃいましたが、緊急通報装置、そういったものを設置して、須坂警察署と直接話ができるようにしているということでもあります。

交番に設置をしております緊急通報装置でございますけれども、話をしましたところ、現在より位置、それから操作についてわかりやすい表示にさせていただけるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

須坂警察署としましては、認知症の高齢者の件については須坂署の勤務員、あるいは隣接の駐在所と連携いたしまして、迅速に対処していきたいとこのことでございます。また、実情に合ったものとするために、春・秋など小布施を訪れる皆さんの増加に合わせまして、交番員を土日に勤務させるなど、小布施町のニーズに対応できるよう検討するというところでございます。

なお、高齢者につきましては、地域で支えるということは、町としましても今後取り組まなければならないことだというふうを考えております。また、観光案内のご案内につきましても、近くにあるア・ラ・小布施ガイドセンターですとか、あるいは北斎館前の総合案内所をご紹介することができるように交番に表示させていただくなど、警察と協力してまいりたいというふうを考えております。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） ただいま回答いただきまして、小布施町の交番の職員の配置というものが、長野県下の中でも、多分小布施の町が治安がしっかりしていて、数が少ないんだなという、これは人口に合わせての配置なのかと思いましたが、そうではないというような感じで今ご答弁いただいて、数が少ないと。これは町がすばらしい町なんだなということを再認識して、とてもよかったなというふうには思うんですけども、これがずっと続くわけでもありませんし、今のような社会状況の中で、いつ何時いろいろな事件がたくさん今起きて

いますので、やっぱり警察官がいるといたないのでは大違いで、やっぱり目を光らせていただけるといことが住民の安心につながるのだなという点では、より警察のほうへぜひ、長野県、管轄が違いますけれども、県のほうに訴えていただきまして、やっぱりそれなりの職員の配置というものを強く望みます。

それからもう一つは、望むことと、それから要望や苦情が来ていないということですが、多分これは届いていない声なんだろうというふうに思います。来訪者が非常に多い中で道を尋ねる、一つとりましても、ご近所の方たちがいかに協力しているか、小布施の町の来訪者を迎えるおもてなしという点では、この周りの人たちがいかに協力をしているから、警察のほうの方がいらっしゃらなくても道を案内しているんだろうと。これは警察官に直接お聞きをしたことなんですけれども、ご近所の方たちが相当ご親切に手を差し伸べていらっしゃるんだなということを感じまして、本当に2つの面についても、小布施の町は治安がいいということ、それから地域の人たちがやっぱり心優しい人たちが住んでいるんだなという点では、とてもうれしい発見ではありましたが、やっぱり警察官がいるといたないでは本当に違いますので、今後のことも踏まえ、高齢化が進展する中での県へのお願いというのを、より積極的にしていただきたいなというふうには思っておりますけれども、よろしくお願いしたいという、どうでしょうか。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 関議員のおっしゃるとおりでありまして、安心・安全につながるというところで、非常に数が多いほうがいいんだと。ただ、今現状小布施町の町民の皆さんがやっている、そういったご案内ですとか、そういう安心・安全につながる行為ですね、いろいろなことをやっていただいていることがあるからこそ、今の安心・安全につながっているんだということも全く同じように認識しております。

この答弁の際に、交番のほうに行きましていろいろお話を伺ったりする中で、多少私どもの認識と違うようなところもありますので、そういったところの認識をさらに深めながら、今後もしこれでは足りないというようなことがございましたら、もちろん要望をさせていただきたいと思います。さらに町としまして、やはり安心・安全なまちづくりというものを進めなければならない観点から、そういった面でも取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長（大島孝司君） 続いて、9番、小渕 晃議員。

〔9番 小渕 晃君登壇〕

○9番（小渕 晃君） 通告に基づきまして、2項目について質問をいたします。

最初に、ふるさと納税の現状と来年度へ向けての課題について伺います。

毎年のことながら、年末が近づきますとふるさと納税の話題がマスコミに多く取り上げられます。11月28日の須坂新聞では、ふるさと納税大幅増加、須坂1億円を超す、小布施も届く勢いとの記事がありました。また、12月8日の信濃毎日新聞では、県へのふるさと納税過去最多、1億円に迫るとの見出しが紙面を飾っていました。いずれの紙面の見出しも金額を大きく取り上げていますが、その金額以上に地域の産業振興に大きく貢献していると思います。

小布施町のふるさと納税につきましては、11月に入りまして町の商工会の加盟の企業、商店からの返礼品が加わりました。よってインターネットのふるさとチョイスのサイトには、滞在コース、美術品コース、果物コース、加工食品コース、そして70万円コースではマルチコプター、通称ドローンですが、登場しまして、さらに話題が広まってまいりました。

ご承知のとおり、ふるさと納税は7年前の平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づいて始まりましたが、ふるさと納税は税制度そのものの根幹に触れるような特異な制度であり、長く続く制度とは私は思いません。しかし、ふるさと納税を通じて小布施町を知っていただければ、小布施町においでいただくきっかけにする場、小布施町の特産品のよさを知っていただく場、そして何よりも産業振興と地域活性化のために大きな期待を持てるところであります。

小布施町では、ふるさと納税の制度を理解し、特産品の競争にならないよう配慮しながら積極的に取り組みをいただき、今日に至っています。その結果、ふるさと納税が始まった平成20年から昨年の平成26年の7年間は、合計1,324万円のふるさと納税がありました。年の平均にしますと189万円程度であります。もしことが1億円に達したとするならば、今までの実績の約50倍という大きな数字であります。町の税収が5,000万円の上乗せにもなります。そういう意味ではご苦労いただいた職員の皆さんの努力に感謝したいと思います。

そこで、4点についてお伺いします。

1、本年の4月から11月末までの間、ふるさと納税を希望された人員と金額についてお伺いします。

2、ふるさと納税は1万円コース、2万円コース等と金額でのコースの選択をして納税されます。どのコースが多いかをお伺いいたします。

3、返礼品は町内の滞在コースと特産コースがあり、特産品には美術品、農産物、食品加工、工業商品等々多くのメニューが提供されていますが、人気の返礼品の傾向をお伺いします。

4、納税されたふるさと納税の使途を指定できる制度になっております。1つは教育関係に、2つ目に福祉・健康関係に、そして3つ目に産業振興関係、そして4つ目に景観、5つ目に交流関係、そのいずれにも属さないで使途を指名しないという6項目めがあります。納税いただく方はそれぞれの項目を指定することができますが、指定のない方も当然おられると思います。使途の指定のない納税金の取り扱いはどうのようにするかお伺いします。

続いて、来年度へ向けての課題といたしまして5点お伺いします。

返礼品のメニューの増加と返礼品の応募方法の周知をどうされていくのか。

それから果物等の返礼品は品質の統一のための検査、あるいは出荷体制の充実が必要と考えますが、どのようにお考えか。

それからふるさと納税のPRの充実と、パンフレットをもっと活用してはどうかということとであります。

4点目は、返礼品を予約する制度が既によその市町村では実施されています。予約をされることによって早く品物の準備ができるというような、そんなメリットもありますので、そのような制度の設定はどうかと。

それから5項目めとしまして、この4月の人事異動の際にはこのようなふるさと納税が多くなるというような想定はされていなかったと思います。よって、発生した業務が大変大きいため、担当のスタッフが相当ご苦労されていると思います。そういう意味ではスタッフの充実が必要であると考えます。

以上について質問をいたします。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さんこんにちは。

傍聴のお客様、早朝からありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今、ふるさと納税について小渕議員からご質問がありましたけれども、答弁の前に、ふるさと納税につきましては、ここまで小渕議員には叱咤激励、また新規農業の皆さんのお取りまとめとか、いろいろな面で大変ご尽力いただきましたことを御礼申し上げます。また、ただいまは担当職員に対してねぎらいの言葉までいただき、感謝しております。ありがとうございます。

ご答弁を申し上げます。

まず4月から11月までにふるさと納税として小布施町にご寄附いただいた方は5,835人で、寄附総額は約8,323万円になっております。寄附をしていただけるお一人当たりの金額は1万円が最も多く、4,435人です。小布施町において1万円の寄附に対する感謝特典の種類が最も多く、また複数の市町村にご寄附をされている方も多く聞いており、このことが1万円の寄附の多い理由だというふうに思われます。

ご希望の感謝特典は寄附金額により用意している感謝特典の違いがあるため単純には比較できませんが、最も多いものはやはり果物であります。各種のリンゴやブドウであります。特に生産量が多い、また、お好みの多いふじとシャインマスカットは非常に多くの方からご希望があります。また、宿泊を伴った小布施町へお越しをいただくという感謝特典も人気がございます。

寄附の使い道としては、議員ご指摘の6項目により寄附をお受けしておりますが、指定されないご寄附は感謝特典を運営するための財源とさせていただくということであります。感謝特典の発送は町の産業振興に大いに役立つと考えておりますので、活力ある産業の創出に関する事業に指定された寄附につきましても、感謝特典発送の財源とさせていただいており、その他の項目を指定された寄附は基金に積み立てることを基本にさせていただいております。この基金も指定項目に係る事業の財源として充当させていただくこともございます。

来年度に向けての課題についてのご指摘ですが、感謝特典のメニュー増加と感謝特典をご用意いただく事業の方の応募方法についてご答弁申し上げます。

ふるさと納税は、言うまでもなく小布施町を応援いただく財源を確保しながら、産業の振興や小布施町のファンを多くするという事業と考えておりますので、ご指摘のとおり産業振興の観点から感謝特典のさらなる充実を行ってまいりたいと考えております。

また、多くの事業者の方にも感謝特典をご提供いただきたいと考えており、JA須高小布施支所、農業関係者の皆さん、商工会にもご相談しながら、ご提案に対しては柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

果物などの検査、出荷体制の充実ということでもありますけれども、本年度も小布施町振興公社やＪＡ須高小布施支所、共選所の皆様のご協力をいただきながら万全を期してまいりました。一方で、大変多くのご寄附をいただく中で、生産者の皆様にお任せしてしまった一面もございます。しかしながら、生産者の皆様がしっかりご対応をいただいたため、感謝特典の品質に対する苦情はほとんどありませんでした。また、多くの方からおいしい果物を送っていただいたと、感謝の言葉も頂戴をしております。

検査、出荷体制につきましても多くの皆様にご意見を伺い、一層の体制整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

次にＰＲの充実とパンフレットの活用などでもありますけれども、本年度も東京小布施会の皆様や小布施見にマラソンにおいていただいた皆様にパンフレットをご送付させていただいたり、赤坂小布施町にパンフレットを置き、関東圏への雑誌掲載なども行ったりしております。感謝特典が短期間で入れかわるなどＰＲの難しさも感じておりますが、引き続き多くの皆様に小布施町を応援していただけるように努めてまいります。

予約制度ということのご提言がございました。他市町村では発送時期のかなり前から申し込みを開始していることもございます。事前にお申し込みいただくことにより、数量確保がしやすくなるというメリットがありますとともに、天候不良などにより感謝特典がご用意できなかったというような心配のデメリットも考えられます。旬の時期に品切れになったり、旬の果物をご提供できることができなくなったりすることがないように注意し、供給体制の確保ということ、これをしっかり見据えていきたいというふうに思います。

そして、再三ご指摘いただいておりますように、これまで余りなかったふるさと納税でございますので、まだまだ農家の皆様に、本当にこれは頼りになる販路だという、まだそういう、何ていうんでしょうね、ご信頼もいただいていないというふうにも考えておりますので、今後そういう良好な関係をしっかり築いてまいりたいというふうにも思っております。

それから、担当スタッフということもございますが、今ねぎらいの言葉もいただきましたけれども、他業務とのバランスや職員数により配置する必要がありますけれども、感謝特典をいただく事業者の方との連絡体制の強化を図る点では、専門、また農産物に精通した担当者が必要というふうにも考えております。一部の業務を専門的に行うことも考えながら、ふるさと納税業務の一層の推進を図れるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 小渕 晃議員。

○9番（小淵 晃君） ふるさと納税関係につきましては、丁寧な説明をいただきましたので再質問はいたしません。

次のあいさつ運動の推進について伺います。

小布施町では、9月1日付で小布施ライオンズクラブと青少年の育成から環境保全までの広い分野で連携する、そのような協定を結ばれたと須坂新聞に掲載されていました。その協定の中の最初の事業として、ライオンズクラブでは「信州“小布施”あいさつ運動」を展開されております。毎月11日に栗ガ丘小学校の正門前で実施されておられると聞きましたので、11月11日の朝、小学校の校門に行ってきました。寒い朝でしたが、登校する小学生の一人一人にライオンズクラブの皆さんが「おはようございます」と挨拶をされると、子供たちの「おはようございます」とさわやかな挨拶が返っていました。

小布施の子供たちのさわやかな挨拶、礼儀の正しさは町外の皆さんからおほめをいただいております。こんなことがありました。東京から来られた方から聞いた話であります、交差点を横断しようとしていた小学生がいたので車をとめました。そうしたら、子供たちはありがとうございますと言って手を挙げて横断し、横断が終わるとわざわざ振り返って頭を下げてお礼をしてくれたそうで、その方はさすが小布施の子供たちだというおほめをいただきました。

しかし、子供も大人もそうでありますが、大きな声で元気よく挨拶される方もおられますし、逆に控え目に、あるいは恥ずかしそうに挨拶をされる方もおられ、千差万別であります。しかし、挨拶をすればお互いに気持がよいものです。そして1日がさわやかに過ごせます。

熊本県の山鹿市では、挨拶条例を制定されておられますが、そこまではせずに、町民の皆さんが率先して挨拶ができるような雰囲気づくりをつくるような、そんな啓発活動が大切かと思えます。

たまたま今回、ライオンズクラブが「信州“小布施”あいさつ運動」を実施されておられます。この機会に挨拶の励行をするよう、あるいは挨拶ができる、そんなまちにするために、町としても挨拶運動を展開されることを望みます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聡君登壇〕

○教育長（中島 聡君） ただいまのあいさつ運動についてご答弁いたします。

小淵議員ご指摘のとおり、小布施ライオンズクラブの取り組みとして9月11日から9、

10、11と3カ月間、毎月11日に栗ガ丘小学校の正門前で、登校する児童一人一人に朝の挨拶をするあいさつ運動が始まりました。もちろん私ども教育委員会としても賛同して、職員も出ております。

この挨拶は、ライオンズクラブの方がおおむね10人ぐらい、小淵議員がおいでになったときは私と神戸教育委員が2人でおりましたけれども、児童がずっと通るところに、1カ所にいるわけではないので、児童が何回も何回も挨拶すると、こういうことになっておりました。

それから、私ども教育委員会としては、このことを中学校にも広げようというんで、今月、あしたから中学校でも行います。時間は一応今のところ同じ時間帯を予定しております。基本的には7時半ちょっと前から8時ごろまで。ライオンズクラブの方も人数を半分に、教育委員会でも手分けして両方に出ることにしております。

長野県では毎月11日を「信州あいさつの日」とした「信州あいさつ運動」というものが、去年の4月から実際にはスタートしております。この運動ということは、まず大人から子供に挨拶するということから始めてほしいと、こういうふうに県では言っております。それはみんなで挨拶する雰囲気や環境をつくって子供たちを、そして地域を元気にするんだと。みんなで挨拶して地域を元気にするんだと。それで地域で子供たちを見守って、育んでいってほしいという願いのもとに、信州あいさつ運動が去年の4月から実際にはスタートしております。

挨拶というのは決して強要されてするものではありません。この運動の趣旨を理解して、信州あいさつ運動は、肩ひじを張らず自然体で、できる範囲でできる人ができる方法で参加して挨拶をするんだという本来の趣旨や効果を考えて、地道に継続的に行っていくことが大切なんじゃないかというふうに言われています。小布施町でも、今までも青少年の非行・被害防止全国強調月間ということに係りまして、今までは小布施の駅と都住の駅であいさつ運動を実施してまいりました。しかしながら、ちょっと盛り上がりには欠けたものになっておりました。

小・中学校では、生活の規範であります挨拶の励行は大変大切なものと考えて、今までも取り組んでおります。栗ガ丘小学校では3つの重点目標、学び合い、響き合い、磨き合いという中で、挨拶を響き合う人間関係づくりの土台として位置づけております。標語は「スピードあいさつ、お返しを0.2秒以内に」するというふうに具体的に示しております。

小布施中学校でも、学び合い、認め合い、響き合いというものを重点目標として、挨拶が響き合う学校ということを目指しております。

今回の信州“小布施”あいさつ運動は、小・中学校での取り組みをもう一度再認識させるというものとなりまして、大変意義深い運動だなと、こういうふうに思います。実社会に出て仕事をすれば、その人が成功するか否かは挨拶がどれだけ上手にできるかということにかかわっていると言っても過言ではないと、こういうふうに言われております。

私どもの一生がまさに挨拶ということで左右されるということでもあります。それは、人は誰でも人間同士のコミュニケーションの中で生きているということなので、その最も有効な道具は挨拶だということだと思います。

小布施町は、信州“小布施”あいさつ運動の考え方に共感しまして、今後も積極的にあいさつ運動に取り組んでまいりたいと考えています。

その1段目として、まず小・中学生に挨拶をさらに根づかせたいと考えております。

また、長野県で音頭をとっております信州あいさつの日、あいさつ運動ですけれども、例外的に長野駅、松本駅では実施されておりますけれども、その実施しているほとんどの市町村は、このあいさつ運動そのものが、まず大人から子供に声をかけようと、こういうことでありますので、実際に実施しているほとんどの市町村は小布施と同様、今回私どもがやっていますのと同じ、まず小・中学校で朝のあいさつ運動をしようということから始めております。私どももとりあえずそれで一生懸命やってみたいと思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 質問の趣旨を十分理解いただき、また、なおかつ挨拶の趣旨について説明をいただきました。

ご承知のとおり、あいさつ運動というのはこれでいいんだという時点がないわけでありまして、そうということは、ずっと絶え間なく続けていく、絶え間なく啓発活動をしていくというような、そんなことが大事だと思うわけであります。そういう意味では、子供のときに挨拶の習慣がついたら、それが先ほど教育長がおっしゃったように社会人になったときにも大きな財産として残っていくわけであります。そういう意味では、この町の子供たちの将来のためにも、我々大人もしっかりと挨拶をすること自身が子供の育成になるのではないかと、私はそんなように感じるわけであります。

そういう意味では、町には町報とか関係する広報がございます。あるいは会議等々ございます。そういう中でよりこの趣旨を徹底していただくようお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいま大人になってからも挨拶というのは非常に生きるというふうに言われて、よって大人になってからも町報、あるいはそれぞれの会議でそういうことの啓蒙をしたらどうだと、こういうお話をいただきました。

ちょっと長くなって申しわけないんですが、実社会に出て会社に入りますと、大学生、選抜して20人に一人というような職員をとっても、20人にとって3年で3分の1ぐらいがやめてしまうと。それは何でやめてしまうかという、今の言う挨拶や社会、人間関係についていけないというのがほとんどであります。受験勉強、勉強はよくできたんだけど人間関係は全然できないと。要するに家庭では一人っ子、両親だけしかいない。勉強さえすればいいんだよ、いい大学に入ればいいんだよ。これはおじいちゃん、おばあちゃんがいれば全然違うわけでありまして、運動クラブに入って部活をやっても全然違うわけでありましてけれども、やっぱりもまれて、挨拶をして、人間関係はもまれてこない会社では勤まらないということの中に、一つこの挨拶がもちろんあると思います。

そういう意味で、今言われたことをどういうふうに町民の方に啓蒙していけばいいのか。まずは今小・中学生からやっているわけでありましてけれども、大人の方にもそれを知っていただいて、さらに子供に挨拶をしていただかなければならないという趣旨もありますので、またどういう方法がいいか考えて対応したいと思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（大島孝司君） 続いて、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

まず1つ目ですが、公民館の備品の私物化を防ぐ対策をということです。

公民館では、小布施町内の方に多くの備品を無料で貸し出しております。貸し出しをしている備品は、マイク、スピーカー、プロジェクター、カメラ、ビデオカメラ、アンプ、展示パネル、スクリーン、プロジェクター、椅子、机、電気ドラム、ラインマーカー、CDプレ

ーヤー等々大変多くの種類があります。ほかの市町村ではマイク 1 時間100円、アンプ 1 時間200円と有料で貸し出しをしている例が多いですが、小布施町は町内の方々の理解や協力もあり、長い間先着順で、申し出があった期間無料で貸し出しをしてきています。町内の方からは大変喜ばれています。実際私も町内でイベントを行うことが多いので、この備品の貸し出しは必要な備品をお借りすることができ、ありがたく利用させていただく機会も多いので、感謝しております。

無料で必要な町の備品を貸し出してくれるという制度は、公民館の方の努力や町の方の理解や協力があって成り立っていた大変すばらしい制度です。しかし、近年、譲り合いの精神を持って町民の善意がもとになっているこのすばらしいルールを、一部の方が自分の都合よく解釈して、町の備品を私物化している事例が見受けられます。私の実際把握している例で言いますと、ビデオカメラ等を一、二カ月の長期にわたり借り、その借りているのも連続しているため、1年のうち多くの期間特定の個人の方が利用しているという現状が見受けられます。税金で購入・管理されている町の備品を特定個人の方に私物化されないための何らかの対策が必要だと考えます。町の対策をお聞かせください。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 山岸議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、公民館、これは教育委員会も含みますけれども、所有している備品、機材、資料等も含みますが、これらにつきましては多くの町民の皆さんの学習や文化活動、地域の行事などに利用いただくため、無料で貸し出しを行ってきております。

中でも、放送用のアンプ、マイク、プロジェクター、スクリーン等は年間を通して自治会、分館、育成会などの行事、あるいはイベントのほか、文化団体、体育団体、サークルやグループなど多くの町民の皆さんにご利用をいただいております。特に自治会や分館活動にご活用いただくために、年度当初の分館長会議におきましては、備品の一覧表や貸し出しの方法など説明をさせていただき、多くの分館において活用いただけるように努めてまいったところであります。

貸し出しに当たりましては、教育委員会事務局、公民館の事務室でありますけれども、施設の使用申請と同様に、借用書に使用目的や使用期間等を記入し、使用後は直ちに返却をしていただいております。大半は土日の行事等に利用されていることが多い状況であり、使用期間も1日、2日といった短い期間でご利用をいただいているのが現状でございます。

今回議員ご指摘の件につきましては、大変なご迷惑をおかけしたものと反省しております。今回のケースにつきましては、カメラですけれども、日ごろ余り借用の頻度が少ないことから、貸出中にもし新たな使用申請があった場合は直ちに返却をいただくということを条件に、例外的に長期、これは2カ月なんですけれども貸し出しをさせていただきました。

おっしゃるとおり、備品類は町の大切な財産でありまして、これらの貸し出しにつきましては町の公共施設の使用と同様に公平であり、原則は公共性の高いものでなければならないものというふうに考えております。貸し出しの際には十分その点を今後考慮しまして、利用者にもモラルを持って大切に使用していただけるよう、趣旨等を十分説明させていただき、納得をいただき、独占的な使用にならないよう調整を図ってまいりたいというふうに思います。

今後も貸し出しに当たっては多くの皆さんにご利用いただけるように周知をさせていただき、今後もさらに町の備品を有効活用いただけるよう努めてまいりたいと考えますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） ぜひモラルを持って大切に使用していただけるよう、趣旨等を再説明していただきたいと思います。

先ほどカメラの件で、例外的に、ほかに借りる方がいたら返す条件で2カ月という長い期間貸し出したということを伺いました。しかし、実際私がこのカメラを借りようとしたら、その方からは返していただくことができずに借りられませんでした。そのあたり、再発しないようにどのような対策というか、どのような考えをしているのかだけお聞かせください。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再質問にお答えいたします。

モラルを持って、みんなのものだという認識を持って使用していただくことが、今後貸し出し時、あるいは機会を捉えて住民の皆さんに説明をさせていただきたいと思います。

今回の事例ですけれども、カメラ、これ2カ月、あるいはその前は1カ月、今年度で申し上げますと借用を許可させていただきました。個人といいますか、一応NPO法人というこの団体でございまして、ある意味公共性も保てる、またしっかり契約等もできる団体というふうに私どもは捉えて貸し出しをしたところでもありますけれども、カメラの性格上、その使用に関しましては、どのように使われていたかははっきりこちらで掌握しているわけでは

ございませんけれども、そんなところをもう少し、これから貸し出すときには、しっかり相手方に確認をさせていただき、貸し出しをしたいというふうに考えております。

また、このカメラにつきましては、以前、図書館で購入させていただいたものが何台かありますので、有効に活用させていただくということで、1台は公民館のほうで貸し出し、また残っておるものは図書館のほうで貸し出しをしておるわけですが、重なったときなんかは私どものほうで調整をさせていただき、また図書館のものも使用できるような対応をしておるわけですが、何日かの余裕がありますれば、本人のほうへのご連絡をさせていただいたり、町内の中での調整等もさせていただきますので、余裕を持って借用の申請をしていただくことも、またこれいろいろな意味で徹底して、図ってまいりたいというふうに考えておりますので、その点、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） それでは、2問目に移らせていただきます。

今年度の小布施若者会議の決算状況はということです。

去る10月31日から11月2日にかけて、第4回小布施若者会議が開催されました。毎年形を変えて開催している若者会議ですが、ことしは「未来をプロトタイプする3日間」と称して、ゴールの設定は、「地方創生のモデルとなる事業をつくる」とのことでした。地域と企業、若者が協働して、未来の地方や日本にとってモデルとなる事業を構想し、そのプロトタイプを小布施を舞台に実現していくことを目指しました。

ことしの参加人数は、募集人員30名と絞り込み、例年と比べると少人数での開催となりました。小布施若者会議ですが、町外の方からは大変高い評価をいただくことが多いです。よく私も、先進的な取り組みをされていますねというお声をいただいたり、ことしならヤフーニュースで若者会議に関連する事業の紹介をしていただいたりもしております。小布施町の取り組みを高く評価させていただきます。

若者会議を開催して、かかわった方々の交流も継続的に続いていて、仕事につながっているという事例等もあるようです。町外の方から聞く一部ネガティブ、批判的な声として、ことしの若者会議参加者からは、ある決められた教育を受けている方しか理解できない排他的な印象を受けたという声も聞きます。私も、実際最終プレゼンを見ましたが、最終プレゼンの中で審査員の方ですかね、エレベーターピッチをしてくださいという単語を当たり前に使っていましたが、なかなか普段から使わない人にはなじまないのかもしれないかもしれません。そういった単語が1つ、2つ出てくる程度であれば、新しい言葉を知れたと前向きに捉えるのかもしれない。

れませんが、会議中余り頻繁にそういうことが起きると、その参加者が感じたように排他的と受け取られてしまうのかもしれません。

また、過去の若者会議参加者から、ことしはスタッフとして若者会議にかかわりたいというお申し出を8月22日にしたが、返答があったのが1カ月半後の10月8日で、結局予定を入れてしまい、かかわりたくてもかかわれなかったという声も伺いました。

ことしの参加者からいただいたもう一つの声として紹介させていただくと、一部のプレゼンのみ事前から準備されていたものを持ち込みでやって、ほかのグループは若者会議が初対面のチーム、3日間皆さんで試行錯誤したものを発表した、事前に用意していたものとはさすがに不公平を感じた等の声も聞きました。

まとめると、参加者も含めて町外の方からは、実際には8割ぐらいいは好意的な声をいただいて、大変好評をいただいていると感じています。それとは逆に、町内の方々からは8割ぐらいいは批判的に見ているという印象を私は受けております。好意的な2割の声としては、若者会議の参加者と継続的に交流があり、大変ありがたいと。小布施の農家さんがリンゴを毎年買ってくれるということもあるようです。実際私も参加者と今でも交流があり、先月東京に行ったときには、若者会議の参加者の方に案内していただきました。若者会議がきっかけでこのようなつながりができていますので、その部分に関しては大変感謝しております。

町内の方から伺う批判的な意見ですと、若者会議にかかわる方の姿勢として、運営側の姿勢ですね、町内で事業をしている若手の方々が事前に町長に呼ばれて、若者会議の運営の方といろいろ町の将来について考えてほしいと言われて、町の若手の方々はいろいろと考えていることを運営の方に話しました。しかし、最後には全然運営の人は聞いていなかったということで、運営の方の姿勢をちょっと疑っておりました。

また、町の方針として総合計画の策定時には、数年後のことはわからないと、できるだけ数字を入れる計画を立てなかったのにもかかわらず、若者会議では2020年に2億円の売り上げの観光事業をつくるだとか、20年後の小布施を考える等、町外の方には数字を入れた具体的な計画を立てさせようとしておりました。これを聞いた町内の方は、小布施町民には計画を立てる能力がない、計画的に物事を進める力がないと言われていたような感じがすると言って、外の人が優秀で、町の中の人はずうではないという町の考えなのとおっしゃっている方もいます。

町の飲食関係者からは、若者会議でせっかく人を集めているのに、食事などは町の税金で用意をしていて、結局町なかに人が出てこないという不満の声なども聞いております。

私も自分でいろいろ事業やイベントを行っているのですが、これは強く感じるのですが、どんなものでも100%の人を満足や納得させることはなかなかできないということを感じます。しかし、民間の事業であれば支援してくれる人が一定いれば成り立っていきいますが、公共の事業は支援してくれる人も、そうでない人も同じように町に納税をしてくれていて、若者会議という事業の原資を納めてくれている人たちです。そのために、より多くの町の人に理解をしていただくよう努力を続けてほしいと考えています。

ことしの若者会議、当初予算では429万円、加えて主に運営する慶應SDMの予算も合わせると、若者会議運営に当たる予算が1,000万円超となると考えています。今年度の若者会議は例年より規模が小さくなり、事前準備や告知の期間も例年よりもかなり短かったために、決算も大幅に縮小されていることを想定しています。会議から1カ月以上過ぎた現段階で、ほぼ若者会議の支出も終了していると考えますので、現状での決算状況をお聞かせください。

また、来年度の若者会議開催での予算の希望は、ほかの町内団体への補助金の額や活動内容、この3日間の会議という活動を考えますと、50万円未満での開催が妥当と思い、その規模で開催してほしいと考えますが、来年度の予算額の見込みを教えてください。

最後に少し私からの意見を言わせていただきますと、小布施町議会で視察に行った、大分県豊後高田市では、大手コンサルに1,000万円払い、つくってもらった計画はお蔵入りになり、住民の知恵を絞って考えた計画こそ、何年にも住民が取り組むまちづくりに貢献しています。

もう少し具体的に言うと、そのコンサルの1,000万円をかけた計画は、ドーム型の商店街をつくろうという、何億円もかかる途方もない計画を立てていただきました。町の方々が考えた計画は、町並みを生かして昭和の町として商店街に人を呼び込もうという、自分たちの町の特性を理解した計画を立てました。

これを小布施に当てはめると、小布施町が好きでかかわってくれ、実際に足を運んでくれる町外の志の高い方々とは、一緒にいろいろ、もちろん取り組んでいこうと考えていますが、若者会議という場を利用して自分たちの考えを発表して、この案は小布施町のためになります、実現するためには小布施町が何百万円用意してくださいだとか、小布施町のためになることをします、でもボランティアではかかわる気はないので、予算を含めてこの案を実現するために幾らかかるか、町に今後提案していきますという提案をしてくれる方が、ことしは大変多かったと個人的には感じました。ことしの若者会議自体には大変違和感を感じました。結局、豊後高田市が大きな予算を取り組んでお蔵入りした計画を立てたようなことが、小布

施も歩んでしまうのではないかと危惧しております。

若者会議が小布施町の税金から自分たちの仕事をとってやるというムードになってきた原因の一つとして、予算が大き過ぎることがあるのではないかと考えています。運営側が予算を既得権益化して、自分たちに都合のいいことを言う人たちに予算を分け与える排他的な集まりになっているように感じます。また、運営側が、小布施がこれだけ予算をかけて力を入れている事業なので、いい提案をすればお金を出してくれますというスタンスで参加者を募っているようにもことは見えました。

若者会議なので若者らしく、大きな予算や後ろ盾がない中、若者の知恵を絞ってつくり上げていく会議こそ、将来の小布施のためになるのではないかと考え、期待しております。

最後になりますが、今年度の決算状況と来年度の予算の見込みをお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 6番、山岸裕始議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（大島孝司君） 再開いたします。

最初に、諸般の報告事項についてご報告いたします。

産業振興課長、竹内節夫君から都合により途中で退席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

6番、山岸裕始議員の質問に対する答弁を求めます。

西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） ご質問いただきました、今年度の小布施若者会議の現状での決算状況と来年度の予算額の見込みの2点についてご答弁申し上げます。

10月31日から11月2日の3日間にわたり、全国から35歳以下の若者が小布施町に集い、

本年も小布施若者会議を開催しました。

ご質問の中でもご指摘いただきましたが、今回のゴールは地方創生のモデルとなる事業をつくること。具体的には2020年の観光、2020年の地域イノベーション、2020年のまちとスポーツの3つを大テーマとし、それぞれ2つずつ、合せて6つのテーマごとに分科会を設け、地域と企業、若者が協働して未来の地方や日本にとってモデルとなる事業を構想し、そのプロトタイプ、試作版を小布施を舞台に実現していくことを目指しています。

当日は、一般の参加者約30名、協力企業からの参加者約30名と、この日に向けてテーマごとに準備を進めてきた実行委員約40名、そして各種プログラムの運営を支えてくださった町内の若手の方々など合わせて110名余りの若者が熱い議論を繰り広げました。

初日はまず、参加者がフィールドワークで町を知るとともに、自治会の公会堂やお寺でのホームステイで町民の皆さんとの交流を深め、地域や若者に対する思いなどについて語り合っていました。

2日目は、テーマごとにゲストをお招きしての小講演会やポスターセッション、夜を徹してのオールナイトセッションにより、分科会ごとに議論を深めました。

最終日には、参加者が3日間考え抜いた成果を発表し合うとともに、それら事業提案に対し、全国の首長など自治体関係者やフロンランナーの方々からご意見をいただきました。議員各位を初め、地域住民、町内事業者の皆様におかれましては、参加者、実行委員の対応、プログラムの運営協力、ホームステイの受け入れ、食事や会場の提供などさまざまな場面において多大なご協力をいただきましたことに、改めて厚く御礼申し上げます。

今後、ご協力いただきました皆様はもちろんのこと、さらに多くの町民の皆様がこの若者会議を知っていただき、応援いただけるよう、その後に継続する取り組みや新しい動きなどについてもお知らせする場面を設けていきたいと考えております。

会議開催から1カ月が過ぎ、現在各種経費の支払いを急いでいるところであります。一部農業者さんや実行委員の活動費、主に交通費でありますけれども、支払いが済んでいないところはございますが、現時点の決算見込みについて申し上げます。決算総額は350万円ほどになると見込まれ、前年度と比較しまして約20万円の減額となる見込みです。内訳は講師等の謝礼が約65万円、ホームステイの謝金が12万円、実行委員の活動費が約55万円、消耗品が約20万円、交流会、食事、飲料水等で約95万円、広報用の映像制作が約13万円、ホームページ制作が約32万円、リーフレット、ロゴの作成が20万円、小型バスや布団等の借り上げが約38万円となっております。

昨年は参加者100名、実行委員、運営ボランティア約30名の合せて130名ほどでしたが、本年は参加者、実行委員合せて110名ほどであり、人数によって変動する食料費等は減額となりましたが、一方でホームページやリーフレットのデザイン、ロゴなどは、昨年は技術のある実行委員が自前で作成いたしました。が、本年度実行委員の中にそういった方がいらっしゃらなかったため、専門家に外部委託したため、その部分については増額となっております。

来年度の予算に関しましては、これから編成作業に入っていくところですが、これまでも申し上げてまいりましたが、小布施若者会議を通じて内外の若者による主体的な動きが加速するとともに、各地に伝播し、各方面から評価をいただく一方、議員ご指摘の町内の皆さんに対しましてはご案内やご報告が足りず、十分理解いただいたり、かかわっていただけていないとの声が多いとすれば、この点につきましては反省すべき点であると考えております。

町の予算を投入していること、町内外の若者や企業の皆さん、大学等研究機関、交流市町村、さらに数多くの方々のご協力をいただいていることを肝に銘じ、皆さんから価値あると思われる小布施若者会議の姿を考えてまいります。将来的には自立し、若者会議の継続的な企画運営や、そこから生まれる事業、活動の核となる母体づくりについて引き続き検討をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） それでは、若者会議の決算状況について再質問させていただきます。

まず、説明の中で将来的な若者会議の自立を目指しているということを聞かせていただきました。しかし、実態としてことは若干自立というところから遠ざかったのではないかなというのが私のイメージです。というのは、昨年までは参加者に食費などの実費をいただいておりますが、ことし参加者から実費部分いただいていないような気がして、参加費というものがことしありませんでした。また、交流会、食事、飲料水で約95万円とありましたが、以前、飲料に関しては協賛いただいている企業があつて、無料でいただいていたように記憶しています。

なので、質問の1点目として、ことし飲料は企業からいただいたものではなくて、町が用意したものなのでしょうか、というのが質問の1点目です。

2点目として、今回広報用映像制作費が13万円、ホームページの制作が約32万円となっております。映像やホームページ、イベントごと毎年つくっているという例が余り私のほう

では知らなくて、町のホームページも一度リニューアルした後は、職員がいじれるようにCMSみたいなものを組んでいますし、私もイベントごとのホームページをつくる時は、最初には業者に委託しますが、更新というのは自分でやっておりまして、お知らせみたいな部分をつくって、そこを更新するようにしております。若者会議も毎年映像やホームページをつくるのではなくて、一度つくったものを有効活用していったほうがいいのではないかと考えますが、毎年映像、ホームページ、またロゴみたいなものが必要なのか、来年もつくる予定なのかというのが2点目です。

3点目につきまして、参加者の方、3日間小布施で過ごすわけなんですけど、小布施で過ごさなくても食事はするわけですし、普段外で泊まる場合には宿泊費というのがかかるのが当たり前の感覚だと思います。食費や宿泊にかかる費用というのは、町の負担ではなく参加者の負担でお願いしたいと考えていますが、自立のために来年度の予算に対してはどのようなお考えを持っているかという3点、お聞かせください。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず1点目の飲料水の関係でございますが、こちらにつきましては、過去においても通常の小売価格よりもお安くご提供していただくということで、企業のご協力はいただいたところでありますが、全てをご提供いただいているということではなく、経費負担につきましては町のほうでも、過去においてもさせていただいているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の、ホームページの作成、ロゴデザイン等、都度作成する必要があるかというところでございますが、通年して行っている事業等ではないため、どうしても新しいものを作成する必要があるのかと思ひております。他イベントにつきましても、通年事業でないものについては都度つくっているというところもあろうかと思ひます。しかし、これにつきましては余り経費をかけ過ぎることがないように、今後気をつけてまいりたいと、また昨年までのように実行委員会の中でそのデザインができる者がおれば、その実行委員が作成するというようなことも改めて考えてまいりたいと思ひます。

3番目の食料費等につきましては、まさに自立する部分では一番最初に見直しをさせていただくところかと思ひます。本年度におきましては、最初から企業の皆様のご協力、ご参加をいただく中で、企業からもご負担いただいております。企業の皆様の多くのご参加がある中で、食料費の部分については少し町のほうで負担するというような考えもございましたが、繰り返しになりますが、今後自立を目指した場合には、こういったところから経費の

あり方を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 今の食料費の部分、見直しということを言われておりました。今年度に関しては企業の方に協力していただいたので町の負担だというような趣旨だったと思うんですけども、自立のためには企業の方がより自主的にかかわっていただくように、逆に企業の方の負担をふやしていかないと自立できないように感じます。なので、来年度そのあたりをもう少し真剣に考えていただきたいのと、これは町の方々からいただいた声だったり、参加者からいただいた声なんですけれども、昨年、私のうちでもホームステイを受け入れて、うちに泊めて、うちでも食事を出したんですけれども、その方は町の飲食店も見てみたいということで、町の飲食店に案内したりもしました。また、町の飲食店の方々も、ことし公会堂で飲んだ後に町の方が率先して何名か連れてきていただいて、そこで交流できてありがたかったというような声も聞いております。

公会堂で飲んで終わりではなくて、やはり町に出てきてほしいというのが飲食店の方々の皆さんの声であったりだとか、参加者のほうからしても、決められた場所ではなくて、自分でいろいろ町の中を見て歩きたいという声も聞きますので、やはりそこは段取りし過ぎないで、ある程度町の方々の自主性や参加者の自主性に任せて、町で用意する必要はないと私は考えておりますので、そこら辺を踏まえてもう一言お聞かせください。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） まず最初の、企業参加者の皆さんのご負担をもう少しふやすことによりまして、食料費等の負担を減らしてはというご質問につきましては、今回、企業の皆さんに無理をお願いしまして、日程調整も町側に合わす中でご参加等いただいております。そういったところもございまして、少し町のほうで負担する必要があったのかというふうに考えております。

これは企業の皆さんだけではなくて、参加者全般に行ったことですので、ご指摘のとおり、今後より自立を目指す場合につきましては、そういったところを中心に見直しさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目につきましては、交流会の後の町内の飲食店等をご利用させていただくというように点につきましても、より町民の皆さんとの交流が図れる、また町内の飲食店をご利用させていただきながら、その場でも交流が図れるというようなことも十分考えてまいりまして、来年度以降のプログラムに反映してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（大島孝司君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきたいと思います。

T P P大筋合意を受け、これからの農業振興策はということですが、10月5日、T P P交渉が大筋合意と発表され、日本は農産物市場を大幅に開放することを迫られることとなりました。

農水省は10月29日、T P Pによる米麦や甘味資源作物、一部の野菜・果実など21品目への影響を分析した結果を公表しました。このうち、12品目で国産価格が下落する懸念があると分析。この12品目の中には、米、リンゴ、サクランボ、ブドウ、アスパラが含まれており、当小布施町において生産されている主要な農産物でもあります。

県農協グループは県内農産物への影響を392億円の減少と試算をしました。J A須高においては、リンゴで11億円の減、ブドウで10億円の減、桃6,000万円の減としており、当小布施町においてはリンゴで3億円、ブドウで2億円、桃で2,300万円、それぞれ減少すると試算をしております。すみません、通告では桃で1,300万円となっておりますが、打ち間違いでございますので、2,300万円をお願いいたします。

このように、農家所得への影響は大変大きなものがあり、しかも年々その影響は増大していくことが予想されます。農家の経営がしっかりと維持されるよう、T P P対応の対策が必要と考えます。

そこで、（1）これまで農協を窓口として農産物の輸出を行ってきていますが、今回試算されている数字を目標に、農産物輸出に取り組む考えはありますか。

（2）として、人口減少により国内市場は減少していきます。国内産地との競合、さらに輸入農産物が入ってくるという状況の中で、農産物の差別化は重要と考えます。町で進めているブランド戦略はその手段の一つと考えますが、今後のブランド戦略の考えは。

（3）として、米についてはアメリカから7万トン、オーストラリアから8,400トン、また中粒種・加工用で6万トンと輸入枠が新設され、稲作農家にとって厳しい状況となりました。

た。稲作農家の耕作意欲をそぐことのないよう、行政として何らかの手だてを講じてほしいと思います。何か考えは。

(4)として、牛肉・豚肉の関税も大幅に削減され、乳製品は脱脂粉乳やバターに低関税輸入枠が設けられ、畜産農家や酪農家にとっても厳しい状況となりました。果樹農家、稲作農家同様にそれぞれ経営意欲を失う事態であり、何か対策はありますか。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまのT P P合意を受けて、これからの町農業振興策ということにつきまして、まず1点目の農産物輸出の考えでございます。

農産物輸出に関しましては、現状台湾の商社の注文に応じまして、同国に対しまして桃とブドウを輸出しております。リンゴにつきましては一般市場流通の中での輸出という形態になっておりまして、現在町としてその対象国、あるいは量についての把握は行っておりません。

桃・ブドウ、この輸出は平成22年から開始しておりまして、桃に関しては台湾の厳しい検疫、これをクリアするための大きな手間が必要となってしまうということから、例年100キロ前後の出荷実績となっております。ブドウにつきましては940キロから始まりまして、昨年度が4,370キロ、これまでに最大の輸出量となりました。ことしも同量以上の出荷、これを見込みましたが、収穫直前の長雨などの影響により品質低下によりまして、今年度は若干下がり、2,430キロの実績となっております。

しかし、この台湾輸出、出荷に関しましては、桃・ブドウとも年々その量を伸ばしている傾向にございます。それで、価格から申しますと、桃ではおおむね100万円前後、ブドウでは多くて150万円の実績となっております。全体の販売に占める割合、これは決してまだ高いものとは言えません。しかし、国内での消費が落ち込む中で、海外への拡大は行わなければならないものでありまして、台湾のほかに既にタイへのセールス、また昨年度ですが、J A組合長とマレーシアへトップセールスを行っております。

今後の輸出拡大に当たりまして、その目標を農協中央会の試算する町への影響額に設定せよとのご指摘でございますが、この試算額につきましては、T P Pの深刻な影響についてかねてより警鐘を鳴らしてこられた大学の教授による試算額でありまして、この額についてはやや過大な推計との意見もあります。そうした中、大切なこととしましては、果樹産業が大

きな影響をこうむることのないように、産地としてそのブランド力の強化、これによります販路確保など、その産地として行えることを着実に農家とともに行うことが求められていると考えております。

こうしたことも踏まえまして、今後の輸出に当たりまして、J A須高ともご相談を図りながら、農家のまたご協力をいただきながら、より一層の推進に向けて実施してまいりたいと考えております。

2つ目の、今後のブランド戦略の考えでございますが、こちらにつきましてはまさに産地間競争に打ち勝つ強い町農業、これを目指しておりまして、事業を進めておるところでございます。

その戦略的作物としましては、ブルムリー、それからチェリーキッスという加工商品、これを用いました商品ラインナップの充実、これを目指しているところです。特にブルムリーに関しましては、ことしは幾つかのマスメディアに産地として町の情報を取り上げていただきまして、本年生産されています約28トン、このほとんどを販売につなげることができております。

ブランド戦略事業の本質ですが、これはこうした、この町にしかないという希少性を活用することで、町の産地としての知名度を広め、いかにほかの農作物全般ですね、こちらの消費拡大につなげたいということが目的として行っております。このため、現在、ことしのブルムリー効果、これは十分に活用させていただきまして、今後の町農業、農産物全般の消費拡大につながるように、町農業情報の発信につなげたいということで取り組んでおります。より一層果樹産地としての知名度拡大を図ってまいりたいというものでございます。

それから、3番の稲作農家の耕作意欲、それから4番目の畜産・酪農家の経営意欲をそぐことのないように、また失わせないように、町の何か考えはないかということではありますが、これは町農業の特性から、稲作、あるいは畜産などを主作物とする農家は数えるほどの農家と認識しております。しかし、この分野におきましても何らかの手だてを講じないと、ゆくゆくは離農といったことにつながりかねず、町農業基盤の弱小化を招くようになりかねません。こうした危機感は誰もが共有する中で、現時点ではなかなか有効な手だてが見出せない現状ではないかと思っております。

こうした現状にさらにT P Pが追い打ちをかける懸念があることから、国としましても、今後この分野への支援策を図るとしておりまして、11月25日付ですか、総合的なT P P関連政策大綱、これを定めるとともに、また来年9月1日をめどに進められます北信5農協の

合併におきまして、スケールメリットを活用する中で、これらの指摘される分野についてそれぞれの支援につなげる取り組み方針といったものを掲げております。

こうした国やＪＡなどによる今後の支援のあり方を確認しながら町としての方針を策定していくことで、必要な支援につながるものと思っております。今すぐ何かを行うという、こういったことを行いたいということはできませんけれども、今後の町農業全般にわたり、農業を取り巻く環境変化に応じながら、何が農家に求められるかと、これを確認しながら必要な支援策といったものを講じてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○５番（川上健一君） ただいまご答弁をいただきましたが、１つ目の関係ですけれども、桃に関しては若干輸出が滞っているような状況であります。ブドウに関して、昨年度については4,370キロ、本年が2,430キロというようなことで、若干長雨の影響でというようなことで輸出量が減っていると。販売額についても150万円程度というようなことで、通告で申し上げましたブドウに関しての減収額が２億円というようなことで、その数字を目標に輸出を考えていったらどうかというようなところではかなり差があると。ですけれども、こういったこれからのＴＰＰのそれに応じた対応ということの中では、目標としてそういった一つ数字を掲げてやっていく必要があるのではないかと思います。そうしたことから、農協との連携の中で、具体的にやはり数字を掲げて取り組んでいただく必要があると思いますので、その辺についてひとつお願いしたいと思います。

そしてまた、ここにはリンゴが入っていないわけですが、リンゴについてもこれから取り組んでいただく必要があるのではないかと。この点についてどうなのか。

それから２つ目のブランドの関係ですけれども、チェリーキッス、あるいはまたブラムリーの関係でブランド戦略を推し進めていただいているところでもあります。全農産物に好影響があるように進めていただければと、そんなふうに思っているところでもありますけれども、さらにまた進めていただきたいところではあります。

しかしながら、やはりコストの問題も若干あるかと思います。できるだけコストをかけずに成果、効果を上げていただきたいなど。この点についてどんなふうに考えるか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、３つ目の稲作農家の関係でございますが、稲作といいますと大変裾野が広いわけでございますけれども、先般の土地改良区との懇談会の中でも、この水田にかかわる用水

の関係の、いわゆるインフラの関係が大変老朽化して改修が必要な状況となっていると。これについてはストックマネジメント事業で町からも補助をしていただいて、現在進めている部分があるわけですが、先日の懇談会の中では用水路、あるいは排水路の関係が大変傷んできていると。数字的な提示はなかったわけですが、この辺については大変、稲作に関しては農家の皆さんが大変意欲を失っている中で、今後必要なことに関しては非常に取り組みにくい状況があるわけですが、行政としてこれについて積極的にかかわっていただければ、若干持ちこたえるのではないかなというところもあります。

また、今朝の信濃毎日新聞によりますと、土地改良事業については、政府としては補正予算に盛り込んで、この土地改良事業を進めるというようなことがありました。約1,000億円ですか、これについて町としてどんなふうにかかわって取り組んでいくか、その辺のところもお答えいただければと思います。

以上、お願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいま1点目の輸出に関しまして、その具体的な目標をやっぱり示すべきではないかというご質問かと捉えます。

それで、この目標額につきましては先ほども述べさせていただきましたとおり、その立場立場でいろいろな額が示されているのではないかなと。その一つとして今回、JAグループが示された額につきまして、例えばこれでいきますと、ブドウに対しては2億1,000万円の減が見込まれるというものでありますが、実はここに対して、町の産出量をどう見積もっているかといいますと、6億5,000万円という見積もりでございます。つまり6億5,000万円のうちの3分の1が影響されるのではないかなという試算となっております。

果たしてそれがこの町の今現状としてどうかなというところが実はありまして、ただ拡大をしていきたいという考えは先ほどもご答弁させていただきましたとおり、その考えは持っております。ただ、現在台湾という国を相手にしている中では、その台湾の基準とするルールですね、輸入に対するルール、これをクリアするための手間といいますか、そういったものが非常に大きな部分となっておるというのが実態でございまして、では、このままずっと台湾かという、決してそうではなくて、先ほども申しましたように、現在ほかの国も含めて拡大を現在模索しているところでございます。

その中で、具体的な目標ということに関しましては、これについては実際にその相手国の、

輸入されるところが求める商品、品質、こういったものにどれだけ応えられるかというのも、実はこの輸出の大きな壁という部分がございます、これらをクリアしながら行う必要があります。そうした中で、まずは少量でもいいので対象国の拡大、あるいは量の拡大といったものを着実に進めてまいりたいというふうに現在考えております。

それから、リンゴについて行っていないではないかということなんですが、リンゴについては今一般市場流通の中で町内産のリンゴも輸出がされているというふうに伺っております。ですので、町、あるいはJA須高が特定の国に須高産のリンゴとして出しているということは現在伺っておりませんが、輸出は行われているというふうに認識しております。

それから2点目のブランド戦略事業、コストをかけずにより高い効果を求めるということであります。現在確かにブランド戦略についてはある程度のコストといったものを町として負担させていただいております。実は、これにつきましてはまだまだ戦略作物2品種について、生産量が非常にその市場流通の中では微々たるものであると。こういう中で、何とかその加工というものをを用いて付加価値といったものを見出している現状でございます。

それで、そのために生産される農家の皆さんの意欲、こういったものをやっぱり担保するために、ある程度のコストといったものはいたし方ないのではないかなというふうにも思っております。そういう中で、今後特にこのブルームリーに関しましては、高接ぎされた穂木でありますとか、新植された苗木でありますとか、年数の経過とともに、もう少しこれからどんどん収穫量が上がってくるものと思っております。そうしたものを見据えながら、また生産される団体の皆さんともこれは協議をさせていただきながら、このコストといったものについても検討してまいりたいというふうに考えております。

それから3点目の稲作に係るインフラ整備、これについては、新聞報道にあったこの金額に対して町の考えということでよろしいでしょうか。

○5番（川上健一君） はい。

○産業振興課長（竹内節夫君） これについて今現在、ご指摘がありましたとおり、土地改良区のほうで行っているストックマネジメント事業、こちらのほうに町としても最大限の支援のほうをさせていただいております。また、これからこの分野の基盤強化というものを含めて、こういった新聞報道等にあるような事業が打ち出されてきたかなというふうに思っておりますが、実際に行う部分については、これ土地改良区の事業になってこようかなというふうに思っております。土地改良区がこの補助金を活用して何をどうするかという具体的などころについて、また今後土地改良区ともご相談させていただきながら、町としてのあり方と

いったものを定めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 1問目の関係についてもう一度お願いしたいと思うんですが、一般流通の中でリンゴに関しては進められているということなんですけれども、この関係についてもしわかるところがありましたら、ちょっとお話しいただければと思います。

それから、水田の関係についてはいろいろとお話しいただきましたけれども、土地改良区の関係は用水の関係だけではなくて、畑かんの関係もいろいろあるわけですが、非常に小布施町も都市計画法の網かけをしてあるということの中では、現状非常に市街化がされている中町、あるいは東町、上町、福原といったところで、非常にどちらにとってもやりにくいといえますか、虫食い状態になっておりまして、土地改良区としてできるだけ市街化を進めていただいたほうが、今後の土地改良の事業の維持という点では非常にやりいいのではないかなと思うんですが、その辺のところの事業を進めることに関して……

○議長（大島孝司君） 川上健一議員に申し上げます。

ただいまの再質問は通告外の内容であります。通告に沿ったご質問をお願いいたします。

○5番（川上健一君） 農業関係者の生産意欲が湧いてくるような、経営がやりやすいような方向というものを求めて質問をさせていただきたかったんですけれども、通告外ということで控えますが、1点目の関係だけ、すみませんがお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 1点目のご質問でございますが、すみません、今現在では詳しい数字は把握してございません。

以上です。

○議長（大島孝司君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（大島孝司君） 続いて、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） こんにちは。

2 つについて質問をいたします。

まず 1 点目ではありますが、日本版 C C R C に対する基本姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

新聞報道などでご承知のとおり、民間団体である日本創成会議が、6 月 4 日付であります、東京圏の 75 歳以上の高齢者が今後 10 年間でぐっとふえるよと、そういった中で医療とか介護の施設や人材に余裕のある地域に移住を促すというふうに、政府や自治体に求める提言の報道がありました。

その場合の移住者の受け皿としては、住まいや医療、介護だけでなく、生涯学習など総合的なサービスや機能を備えたまちづくりを進める日本版 C C R C 構想の実現をここでは求めているわけであります。

同時に移住先の候補県も発表しておりましたが、この中では長野県内に 10 ある二次医療圏で「余力あり」とされた地域はなかったようでありますが、逆にこのことは介護とか医療の遅れが長野県はあるんだよということを暗に指しているのと同じことだという意味では、今後の課題として受け取ることもできるわけであります。

一方、10 月 27 日付ではありますが、全国のモデルとなる地方創生関連事業の交付金の関係では、飯綱町と小布施町の事業である「農村地域における社会活動等参加型 C C R C（生涯活躍のまち）創設事業」には配分が認められませんでした。飯綱町は、交付金が受けられなくても町で予算を組んで進めていくというふうにコメントしているようでありますが、高齢者の受け入れ資源の少ない小布施町にとって、この取り組みというのは非常に難しいのではないかなというふうに私自身は考えます。そういうふうな観点から、C C R C に対する町の基本姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

まず 1 点目ではありますが、日本版 C C R C 構想に対する町の基本姿勢について伺いたいと思います。

それから 2 点目ではありますが、飯綱町と申請したこの C C R C 事業、これの交付金の配分が認められなかったわけでありますが、町としてこれを独自で進めていこうとするのか、あるいはこの段階でこの取り組みについてはやめようとしていくのか、その辺についての態度をお伺いしたいと思います。

それから 3 点目ではありますが、移住定住等に付随してくる高齢者の移動というのは当然今までもあったでしょうし、これからもあることだろうというふうに思いますが、そういったものに対する基本姿勢についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 日本版ＣＣＲＣに対する基本姿勢について、３点について順次ご答弁申し上げます。

日本版ＣＣＲＣは、東京圏を初めとする高齢者がみずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療・介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものであります。

これは、地方創生の中で人口の首都圏への一極集中を是正し、地方への人の流れを推進しながら元気に活躍できる中高年齢層の力をおかりし、地域を活性化しようとするものだと考えております。このことは、特に東京圏の高齢化問題への対応に本質があると考えております。

小布施町での人口ビジョンでは、お子さんの１学年の人数を100人ということを目指しまして、たとえ人口が減少しても年齢構成を現在と同等程度にするということを目指しております。したがって、主に30代、40代の方の転入を推進したいと考えておりまして、日本版ＣＣＲＣをそのまま受け入れていくということは考えておりません。

日本版ＣＣＲＣの考え方の一つであります中高年齢層の社会活動参加は、地方を含む今後の日本にとって非常に重要な、優先的に取り組む課題とは考えております。

交付金の配分が認められなかった飯綱町との共同提出した農村地域における社会活動等参加型ＣＣＲＣ創設事業は、東京圏からの移住者を対象としているものではなく、小布施町にお住まいいただいている皆さんに現在行っている地域支援事業の中の介護予防事業や包括的支援事業を充実させ、今後の大きな課題である地域包括ケア体制を構築していくための、主に備品購入費を計上し、申請したものとなっております。備品購入のための交付金の配分は認められませんでした。現在行っている介護予防教室、除雪や移動支援など地域の皆さんが行政と一体となって地域を支える仕組みづくりを今後も考えてまいりたいと思います。

既決事業の枠内で、必要があれば新年度の国の交付金を活用するなど、予算編成の中で検討してまいりたいと思います。

移住定住等に付随する高齢者の受け入れ姿勢や支援の基本姿勢についてのご質問であります。先ほど申し上げましたとおり、町の移住定住施策の推進の年齢層につきましては30代、40代ということですが、中高年齢層の社会活動参加も非常に重要なものと考えております。移住定住策を推進する上で、今後小布施町にお住まいいただく50代、60代以上の皆

さんにも住んでよかったと思っていただけるよう、努めてまいります。

小布施町のまちづくりにもご参加いただき、積極的な社会活動参加をいただける体制を整備し、そして介護などが必要となった場合には安心して暮らしていただける町であり続けるため、今後も安心・安全のまちづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 2点目の交付金の関連のところで再質問をします。

リタイアした人たちを中心にして活性化を図っていこうというのが、いずれにしてもこのC C R Cの中では基本的な部分だろうというふうに思うんですが、この今の説明の中で、備品の購入とかというような具体的な内容の説明がありましたけれども、既存のそういう事業の枠内で必要があれば検討していきたいということですが、その辺についてももう少し具体的な部分、もう少し目に見えた形で説明をもう一度、その部分についてだけお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 飯綱町と共同提出しました備品購入費の内訳としまして、主なものは除雪を皆さんでやっていただくための除雪機であるとか、今社会福祉協議会が中心に行っております移動支援につきまして、より多くの方にご参加いただくための車両の購入等を上げていたものでございます。今後、既存の事業内、もしくは新年度の国の新しい交付金を活用していく中では、そういった機械設備等を整えて、より多くの方にそういった事業にご参加いただくということも考えていきたいと思っております。

また、今回の飯綱町との共同提出の中では、今、町歩きガイドをしていただいている皆さんに、よりいろいろな研修をしていただいて、町歩きガイドの充実を図るということも共同提出の中では考えておりました。こういった町歩きガイドの皆さんにも多くの、いわゆる会社等を退職された中高年齢層の方にご参加いただけるような仕組み、また町からのご支援ということも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、次の質問をさせていただきます。

町民参加型の渋滞緩和対策会議の設置をということで質問をいたします。

きょう、最初の質問にもありましたけれども、町内を訪れる車の渋滞緩和対策ということ

が非常に重要な課題になってきているのではないかなというふうに受けとめております。来訪されるそれぞれの皆さん方の、個々の多様なニーズということに対して応えていくということももちろん重要でありますけれども、生活道路という面で、それを含めた全域のスムーズな車での移動をどうやって確保するかということも、町にとっては大変重要な課題だというふうに思います。

そういった2点から、継続的な取り組みが今後必要になってくるんじゃないかなというふうに思うわけですが、実際に町内の混雑の実態というのは、ほとんどの町民の皆さんというのはそれぞれのそのときの立場だとか、あるいはその位置というような形でスポット的にしか把握できていないのではないかなというふうに思います。

例えば、小布施の見にマラソンの例をとってお話ししますと、大勢の皆さんがこの見にマラソンの成功のためにボランティアで参加されていますけれども、マラソン大会の当日の状況というのは、それぞれ皆さんがボランティアをしている持ち場だとか、あるいは役割の中でしか本当に見ていない。したがって、昔から言われるように、象の足を見ているだけであって、象の姿なり何なり、その行動なりを見ているわけではないんだということが実態だと思うんです。

そういった意味では、本当に知っているのはむしろランナーの人が、当日の小布施町の状況というのを一番よく知っているかもしれません。それと同じように、町の渋滞状況というのも、俯瞰的な立場で、大きな立場で全体を把握している人というのはほんの一部しかいないのではないかなというふうに思います。

しかしながら、過去のデータから、大体渋滞日の予測というのはある程度つかめているのではないかなと。あるいはその状況に応じてそれぞれの対策をとって、その効果もやはりある程度は把握されているのではないかなというふうに思います。したがって、過去のそういう貴重なデータや体験を生かし、そして全体像を捉えながら全町民が直接参加するような対策会議というのを発足されて、おもてなしの見える町にすべきだなというふうに考えるわけであります。

そこで質問であります。まず1点目ですが、渋滞予測日のランクづけを行って、そのランク別の対応内容をやっぱり見えるようにする、見える化することが必要ではないかなと。あるいはそういうことをやってきたのではないかなと思います。町民とか来訪者の理解とか協力を得るためには、どうしてもそういうことが必要であつただろうし、また、やってきたんだろうと思いますが、どんなふうなことをやってきたのか、あるいは今後どう

いうふうな方向で今持っていこうとしているのかをお聞きいたします。

それから2点目ですが、常設型と言っているのは、年間通して、あるいは毎年ずっと継続して、町民も含めたこの渋滞緩和対策会議というのを設置して、その中で常に繰り返し繰り返しチェックする、あるいは反省・対策を繰り返してやっていくような、そういうサイクルというのを構築できるような、そういう場をつくるべきではないかなというふうに思います。この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林 茂議員の、町民参加型の渋滞緩和対策会議の設置についての質問にお答えを申し上げます。

小布施町には、ありがたいことに年間120万人の方が訪れていただいています。しかし、春・秋の連休などには国道403号を中心に渋滞が発生している状況です。町ではできる限りの渋滞解消を図るため、誘導看板の設置や駐車指導員の配置、北斎館入り口交差点への交通誘導員の配置、また小・中学校グラウンドの臨時駐車場などの対応をしてきているところではありますが、抜本的な解決になっていない状況です。

1点目の、町民や来訪者の理解と協力を得る努力をどのようにしてきたのか、また、今後の方策ということでございます。

現在、町で行っている対策につきましては、春と秋の渋滞が想定される期間の交通誘導対策計画を策定し、幟の広場に隣接する企業、また北斎館をお願いをし、一緒に駐車場対策に取り組んでいただいています。ご質問の中にありました渋滞予測日のランク付け、またそれに対応した対策内容の公表については行っていない現状でございます。

今後の方策についてですが、小布施へ来られる前に渋滞予測や駐車場情報などを知っていただくことにより、駐車場に迷うこともなくお越しいただくことができ、渋滞解消にも効果があるものと思っております。現在実施をしています小布施町渋滞対策検討調査の結果を踏まえ、より実効性のある施策について町ホームページへの駐車場案内や渋滞予測の掲載などについて検討をし、対応をしていきたいと考えております。

2点目の、渋滞緩和対策会議の設置についてですが、先ほど申し上げましたように、春・秋の連休を中心とした渋滞対策につきましては、担当部署で実施をしている状況であり、町民、企業の皆様のご協力をいただき、課題や問題点を洗い出し、それらについて検討し、改善することにより、全町的な渋滞対策が一層図られるものと思っております。

P D C Aサイクルにつきましても前年度の実施状況を検証し、事業の見直しをすることにより、よりよい対策を講じることができるとも思っております。渋滞緩和対策会議の設置につきましても、先ほど申し上げました調査結果の検討の中で検討、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） まず1点ですが、現在実施をしていると言われている、小布施町渋滞対策検討調査についてであります、その中身についてもう少し細かな説明をお願いしたいと思います。ということは、2点目で私が質問しています、常設型のそういった町民を含めた、町民全員とは言いませんけれども、町民の代表を入れたような、そういうふうな会議を設置したらどうかという中で、この渋滞対策調査の検討結果を踏まえてというような答弁がありました。そういった意味では、この検討調査というのはかなり今現在重要視をしている調査なんだろうというふうに思いますので、その中身についてひとつ説明をお願いしたいと思います。

それから2点目であります、大体年間を通して、この連休のこの辺のところについてはめちゃくちゃ混みそうだなというようなことの中で、どうやってやっぱり、町民も含めてですよ、小布施町に住んでいる皆さんも含めてどういうふうな、この連休のこの日はこういう対策をやるんですよと、だから皆さん協力してくださいよということになるんだろうと思いますが、そういうふうなものを今後やっていくというようなお話でありましたけれども、この辺についても具体的に、もうちょっと見える形で説明をお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、現在行っている調査の具体的な内容というご質問でございます。この調査につきましては、現在国道403号が中心になってしまっておりますが、小布施町を通過する車両につきまして、誘導看板に沿った通過をしているか、どのぐらいの通過をしているか、また町内にご用があつて来られている車、また迂回の指導に沿って町外を迂回する車がどのぐらいあるか、また渋滞長、時間ですね、小布施町を通過する時間、10分、20分かかるといような表示を出すことによって、どのぐらいの方々がその標識に沿った迂回をするかという調査を現在実施しております。

また、駐車場の利用状況につきまして、町内の3カ所の駐車場で、来られた方々にアンケ

ート調査をしております。その中では誘導看板を確認し、それに沿って来られたかどうか、そういうものについても調査をしております。まだ調査の結果については出てきておりませんが、これらの調査によって渋滞の原因等を解明する中で、今後の方策等につきまして検討を進めていきたいと思っております。

また、2点目の渋滞対策につきまして、連休中や何かの状況をどのように今後住民の皆さんにお知らせをしていくかということでございますが、現在渋滞対策につきましては計画書、誘導案内図等を策定をしておりますので、そういうものをホームページにアップをしたり、また必要に応じて配布等をして、住民の皆さんにご協力をいただくような対策をとっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島孝司君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 渋滞対策検討調査の結果であります、具体的にいつごろこれは結果が出るのか、そしてまたその内容については公表するお考えがあるのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それからもう1点は、何回も繰り返すようでありますが、この渋滞対策というのはただ対策だけではなくて、町民全てがこれに直接かかわって、常にそういう混む日はお互いに協力し合いながら、できるだけ町はとにかく通らないようにしようとか、あるいはその日は要件を避けようとか、いろいろな立場、持ち場で皆さんが協力しているわけでありますから、そういう意味でやっぱりみんなが理解できるというようなことが一番大事だなというふうに思います。

そういった意味で非常に重要な調査だったと思いますので、この結果はいつなのか、そしてまた、その内容については公表するようなお考えはあるのかどうか、最後のお尋ねをしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

今回の委託業務につきましては3月までの期間で実施をしております。現在、調査の結果につきまして検証等、業者のほうでまとめているような状況でございます。一定の成果が出てきた段階で町のほうと打ち合わせをし、また、必要に応じまして町民の皆さんからもご意見等を伺う中で、より実効性のある調査結果としていきたいというふうに考えております。

当然町の発注業務でございますので、その成果等につきましてはホームページ等で公表をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島孝司君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（大島孝司君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） 通告に基づきまして、1件4項目の質問をいたします。

その後の雁田配水池更新事業計画の進捗状況はについて。

期待されている町のシンボルとなる施設が今年度実施、設計、施工一括発注・デザインビルド方式でプロポーザル募集を経て9月上旬2社による選定、しかしながら予定価格と希望価格の乖離があり不調、再度事業の見直しとなった経緯を踏まえお聞きいたします。

（1）プロポーザル会議において報告された当初の計画は、法的も含め基本的にクリアしないといけないところが見受けられましたが、委員から指摘された専門コンサルタント会社への依頼はどのようになっているか。

（2）老朽化を更新し、1カ所に集約し、一括給配施設はさまざまなメリットを生み出し、必須と考えるが、町のシンボリックランドマークタワー（地上約40メートル）は見直しに際して設計に盛り込まれるか。

（3）計画において景観のこと、教育の施設利用や敷地内の公園、公益に利用できることが可能か。このことは前の会議で川上議員も質問されております。

（4）来期平成28年度に着工可能か。また、現在設備の老朽化は大丈夫でしょうか。

以上、伺います。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） 福島議員の、その後の雁田配水池更新事業計画の進捗状況についてご回答申し上げます。

福島議員のご質問でございますが、その前にまずおわびを申し上げます。雁田配水池更新事業につきましては、本年8月の答弁におきまして平成28年度から実施していく旨、お答えをいたしました。その後、今、議員からご指摘のとおり、町予算と事業者より提案されました事業費に大きな乖離があったことが判明しましたので、28年度事業につきましては事

業の実施を断念せざるを得なくなったわけでございます。このことにつきましては8月会議最終日に説明申し上げました。事務手続の不備からこのような結果を招いてしまったことにつきまして、議員各位に深くおわび申し上げます。すみませんでした。

今回の事態に至った事務手続上の問題を検証し、配水池の更新が水の供給に係る重要な事業であることをしっかり認識し、再度配水池更新事業の実施に向け鋭意取り組んでまいります。

4点のご質問のうち、最初の3点について一括お答え申し上げます。

若干経過になりますが、町予算と提出のあった事業費に大きな乖離があったことが判明したのは、事業者からの企画提案書の受け付け期限の9月2日以後でありまして、業者とのその後の協議におきましても大幅な削減は難しいとのことで、事業の実施はできないと判断をいたしました。しかしながら、事業実施の候補者を選定する事業者選定審査委員会を9月28日に予定し、事前に通知をしておりましたので、委員の皆様への経過の説明と配水池更新に係るさまざまなご意見を伺う場として委員会を開催いたしました。

配水池更新事業の募集要項では、配水池を低区、中区、高区の1カ所に集めまして、開かれた水道施設をテーマに、見学が可能なランドマーク的施設としての位置づけをしておりました。この審査委員会におきまして、委員の皆様から法的な手続、例えば環境アセスメントやボーリング調査など、あるいは施設の形態意匠、資金計画などについて、さまざまご意見をいただきました。

当初の募集要項での配水池の位置づけそのものについて、このご意見の中では改めて基本に戻って考えるべきとの内容もございまして、これらを踏まえ、改めて配水池更新の事務事業を構築していくことといたしました。

委員会での意見・要望を踏まえ、改めて事業を進めるに当たりましては、環境アセスメントのための各種調査等、あるいは地盤調査のためのボーリング調査の必要性の有無、町予算の金額に応じた配水池更新の形態、やはり1カ所集中、あるいはそれ以外、地震等に対する安全性の確保、国庫補助金の見込み、開かれた施設の具体的なものとランニングコスト、景観への配慮など多くの確認、調査、研修、検討すべき事項があると考えております。

こうした事項についてまとめ、今後に反映していくためには、コンサル担当会社等への調査の委託も行っていく必要があります。委託先については今ご質問がありましたが、まだ決定しておりません。こういったこの委託する事項等をまとめましたら、その内容に対応できる会社等を早急に決定し、本年度中にはその委託をしていきたいと考えております。

町といたしましては、環境アセスメント等法的手続について関係機関等にも確認し、必要な事項は実施していきたいと考えております。

この後、この次にコンサルタント会社等からの調査事項の結果報告を受けまして、配水池更新の事業計画の案を、流れといたしましては策定していきたいと考えております。この案につきましては、配水池の形態や事業費ごとの複数案になることも考えております。案が固まりましたら、この案につきまして町政懇談会に諮り、町民の皆様の意見、要望をお聞きしていきたいと思っております。その声を反映いたしまして事業計画を定めてまいります。当初は、今、議員ご指摘のとおり、設計施工一括方式でありましたが、事業計画の内容によりましては、設計と施工、こういったものを分けることもありますので、今後町民の皆様からいただいた意見に基づいて案を決める、これを受けてのその後の計画になりますので、この後の進め方については現時点では未定でございます。

町政懇談会の時期についてでございますが、一般的に懇談会開催後に当該事業ができるだけ早く実施されることが適当であります。しかしながら、例えば今回の一カ所集中方式の事業費から考えますと、平成28年度から水道事業会計になりますが、事業資金の積み立てをしていった場合でも、事業資金を確保するには少なくとも3年から4年ほどの期間が最低必要になってくると推察されます。したがって、この町政懇談会の時期につきましては、事業計画と事業費、必要な資金の確保等の時期も踏まえて行っていきたいと考えております。

ご質問のコンサルタント会社は、また先ほどの繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたとおり、まだ決まっておりません。また、2点目のランドマークタワーの関係、教育施設や公園としての利用、このことにつきましても、今後その事業をする中で決まってくるので、今は未定ということですのでよろしくお願いいたします。

4番目の、28年度に着工可能か。また、現状設備の老朽化についてでございます。

今申し上げましたとおり、この工期につきましてはコンサルタント会社等への調査委託を受けまして進めていきますので、やはりこの事務事業には一定期間が必要になるということでありまして、28年度の着工は不可能と判断しております。

次に、現状設備の老朽化について説明申し上げます。

現在の配水池は低区5池、5つの配水池と、中区1個、高区1個ずつございまして、全部で7つの配水池が稼働しております。全部合わせまして3,182立方メートルとなります。

低区の5配水池につきまして建設年数を申し上げます。昭和3年、昭和27年、昭和44年、昭和49年、昭和62年の建設年度であります。中区につきましては昭和62年、高区は昭和53

年になります。

このうち、昭和3年と昭和27年を除く5つの配水池につきまして、平成26年度に耐震診断を実施しております。診断の結果につきましては、外観的にはひび割れは確認されておりますが、躯体コンクリート、いわゆる建物の骨組みになりますが、この圧縮強度は設計基準を確保されておまして、強度には問題がないというふうに確認されております。

配水池につきましては建築後60年を経過いたしますと、いわゆる延命工事、国の補助金がつきますが、この対象外となることから、改修、または新築するに当たって国庫補助金の対象となるほかの5の配水池について耐震診断を実施したものであります。

平成28年度の配水池の更新を予定していたことから、昭和3年と27年については診断を行わなかったわけですが、両方とも既に60年を超えておりますので、これらを考え、できるだけ早い配水池の更新をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 繰り返しになりますけれども、県・国の補助金を望みながらしっかりした企画をしていただきたいと思います。ランドマークタワーというのは小布施町の期待されるシンボリックなものでございますが、その辺も全く白紙の状態から、新しい企画としてはどうお考えでしょうか。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） これから、いわゆるコンサルタント会社等に委託しまして、いろいろな形態について、費用ですとか期間、あるいは安全性等をこれから報告を受けたいと考えております。

いわゆる一カ所集中方式につきましては、今回2つの事業者から事業費の提案があったわけですが、この一カ所集中方式以外ですと、低区はそのまま移動しまして、今の予定のところにも、5つの池、5配水池を一カ所にしちゃうと。ほかに考えることといたしましては、やはりその後の中区、高区をどのようにつくるかということになってまいります。したがって、仮に分散型にした場合どのぐらいの費用がかかるかと、あるいは期間的なものはどうかということも考えていかなくてはならないだろうと。いろいろなパターンをある程度こちらにも要望いたしまして、このコンサルタント会社には出していただくと。それで今申し上げましたとおり、機能としての最低限安全な施設として安全な水を供給できるという、それがまずは基本ではないかと考えております。

ただ、やはり小布施町は景観に配慮したというまちづくりをしておりますので、今の配水池は電話関係の鉄塔が立っておりますのが、あれよりかなり高い塔が立ちますので、仮に立った場合、そこをどう考えていくかということもやはり検討しなければいけないということで、全ていろいろなケースを考えた中で、町としましては選択できる、そんな数は多くできませんが、幾つかの提案をその中から選択させていただいて、例えばランドマーク的なものを一カ所集中にすればこれだけの費用がかかれますと、あるいはあそこで提案がありました公園ですとか、いろいろな計画の提案があったんですが、そういったものをつくれば、いわゆるランニングコスト的なものとか、そういったものを全て含めて、ある程度絞ってご提案させていただきたいと。その中で町民の皆さんのご意見をお聞きして、総合的に町で判断はしていきたいと考えております。

したがって、今のご質問については、選定委員会の中でもランドマーク的なものについてもどうかというご意見もございましたので、そういったご意見も踏まえた中で、一旦は今までの、最初の募集要項ではなくて、1回白紙に戻した中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。
書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（大島孝司君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時17分